

平成 21 年度 第4回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成 21 年 12 月 25 日 (木) 9 時 30 分 ~ 15 時 50 分

2 場 所 三重県勤労者福祉会館 6 階 研修室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、芝崎裕也委員、田中彩子委員、南部美智代委員
野口あゆみ委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農水商工部) 農業基盤室長 他
(県土整備部) 河川・砂防室 副参事 他
(伊賀建設事務所) 事業推進室長 他
(津建設事務所) 事業推進室長 他
(熊野建設事務所) 事業・用地推進室長 他
事務局
公共事業運営室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成21年度第4回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、年末の忙しい中ではありますが、お集まりをいただきましてありがとうございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、座って司会を務めさせていただきます。

本審査委員会につきましては原則公開ということで開催をさせていただいております。本日の審議においても傍聴の許可をすることによってよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(委員のうなずきあり。)

それでは傍聴を許可いたします。

(公共事業運営室長)

今のところ、傍聴の方はおみえになっておりませんが、おみえになれば随時、ご入室をいただくということで進めさせていただきます。

本日は、10名の委員中7名の委員にご出席をいただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会の会議が成立することをご報告いたします。

それでは、まずお手元の委員会資料のご確認をお願いいたします。資料には赤いインデックスで9番まで番号を付けております。また、本日は式次第にございますとおり再評価を1件、事後評価を4件、調査審議を予定しております。その資料として青いインデックスで4つ今日の審議案件の資料を入れてございますので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

次に、審査の進め方でございますが、これまで同様、それぞれの説明資料と正面スクリーンを用いまして事業主体が説明をいたしますので、委員の皆様には説明が終わりましたら、ご質問いただきたいと思います。

なお恐縮ではございますが、答申につきましてはできるだけ本日中にいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速でございますが、議事次第の1番「再評価対象事業」について事務局よりご説明をいたします。

(事務局)

県土整備部公共事業運営室の堤です。

本日、ご審査をお願いいたします再評価対象事業について説明いたします。お手元の資料4、審査対象事業一覧表1ページをご覧ください。再評価一覧表の一番右の審査箇所欄に印を付けてございます。3番の道路事業1事業が本日の審査箇所でございます。説明につきましては、この後、事業室より行いますので、よろしくお願いいたします。

この再評価箇所の概要につきましては、資料5「再評価箇所一覧表」に記載しております。個別の説明資料につきましては、資料8に添付しております。ご審査の際にご覧いただきたいと思っております。

以上です。

(公共事業運営室長)

再評価対象事業の審査についての説明は以上でございます。

それでは、以降の進行については委員長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、分かりました。委員の皆さん、ただいまの事務局からの説明で、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では、特に無いようですので、ただ今から再評価の審議に入ります。

なお、本日の委員会終了時間は概ね16時といたしますので、説明者の方は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、道路事業の説明を始めてください。お願いいたします。

(2) 再評価対象事業の審査

(伊賀建設事務所 事業推進室長)

伊賀建設事務所 事業推進室長の家城でございます。よろしくをお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

評価をお願いします箇所は事務局配付の委員会資料3番 道路事業の一般国道25号 一ツ家バイパス、国補道路改良事業でございます。この事業は平成16年度に再評価を行っており、その後5年が経過し継続中の事業であるため再評価のご審議をお願いするものです。

それでは一般国道25号一ツ家バイパスの説明をさせていただきます。一般国道25号は中部圏と近畿圏を連絡する自動車専用道路である「名阪国道」と併走する路線であり、三重県四日市市を起点として大阪市に至る幹線道路であります。スライドにおけるピンク色が名阪国道を、青色が一般国道25号を表しています。このうち、今回、再評価の審査をお願いする一ツ家バイパスにつきましてはスライドの赤丸の箇所ですが、伊賀市一ツ家から柘植町を結ぶ延長1.5kmの区間であり、沿線住民の生活道路としての重要な道路としてだけではなく、併走する名阪国道に交通事故や降雪、工事等による交通規制が発生した際には、名阪国道の代替路線として重要な役割を担っています。

一方、この一ツ家地区には砕石工場や建設廃材のリサイクル工場が立地していることから、大型運搬車輛が頻繁に往来しています。しかし、この区間は幅員が狭く線形が不良であり、大型車とのすれ違いが困難な状況にあります。特にJR関西本線のガード下については見通しが非常に悪く、車輛の交互通行も困難な状況でございます。写真1については、JR関西本線のガード下の状況ですが、道路がクランクとなり、また幅員も狭く交通に支障を来していることがお分かりいただけると思います。また、写真2は整備前の現道の状況ですが、幅員が狭く大型車のすれ違いが困難であることがお分かりいただけると思います。当事業は幅員狭小、線形不良区間を解消し、幹線道路としての利便性の向上や円滑で安全な交通を確保することを目的として、平成7年度に事業着手しています。

事業の概要についてですが、計画延長が1,500m、全体事業費が18億円、事業期間は平成7年度から平成26年度です。道路の構造としては3mの車道が2車線と、2mの歩道で全

幅員が9.75mとなります。事業期間につきましては、前回再評価の審査をお願いしました平成16年度においては平成22年度までとしていましたが、道路の拡幅に伴い農業用ため池の貯水量が減少することから、その対応についてため池管理者との調整に時間を要したことから、事業期間が平成26年度までとなっています。現在はため池管理者との調整についてはほぼ完了しています。

事業の効果としては、整備により大型車のすれ違い困難区間が解消されるなど、安全で円滑な通行が確保できるとともに、名阪国道の代替路線として輸送機能の強化が図られます。また、道路機能の向上に伴い、沿川地域の生活環境向上、新伊賀市と新亀山市間の地域間交流の促進と地域の活性化支援が期待されます。

引き続きまして、現在の事業の進捗状況を説明します。当バイパスは前回再評価をいただいた平成16年度までに520mを供用しております。その後、現在まで新たに380mを供用しており、全事業区間1,500m中、900mを供用しています。事業の進捗率は約60%となっています。また、課題として残っていたため池管理者との調整もほぼ完了したことから、今後は残るJRアンダーボックスを含む未整備区間600mの整備を進め、平成27年3月の全線供用開始に向けて事業を推進してまいります。

次に、費用便益分析マニュアルに基づき、一ツ家バイパスの費用便益比の説明をいたします。総費用の現在価値では、工事費、補償費など建設に要する費用が19.0億円、供用後50年間の維持管理に要する費用が0.5億円で、合計19.5億円となっています。総便益の現在価値ではバイパス供用による走行時間短縮便益が18.8億円、走行経費減少便益が1.7億円、合計で20.5億円となっています。なお、交通事故減少便益についても算定していますが、極わずかであるため0億円と表示しております。この結果、費用便益比は1.1となります。

続いて、前回の委員会における概要説明の際に、交通事故減少便益の計算方法を明らかにするようにとのご指摘をいただいておりますので、各種便益の算出方法についてご説明させていただきます。まず、費用便益分析について説明をします。費用便益B/Cとは、道路整備を行なったことによる効果を金銭に置き換えた便益Bと、道路整備に要した費用Cを比較し、事業実施の効果を評価するための指標です。費用便益分析が1.0以上となる場合は、道路整備に要した費用より道路整備による効果が大きいことを示しています。

次に、便益と費用について説明します。便益は走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益を総じて算出します。費用は工事費、補償費、50年間の維持管理費を合計した事業費を算出します。

次に、便益の各項目について説明をします。まず、走行時間短縮便益について説明します。走行時間短縮便益とは道路事業により自動車交通が円滑化し、走行時間が短縮することで道路利用者がどのくらい得をするかお金に換算したものです。例えば、早く着いたからもう1件得意先を回ろうという時間の有効活用が可能になります。算出方法について説明します。走行時間短縮便益は、整備を行わない場合の走行時間費用と整備を行なった場合の走行時間費用の差となります。走行時間費用は交通量と走行時間、時間価値原単位を

掛け合わせたものを車種別に計算し合計したものです。時間価値原単位とは自動車1台の走行時間が1分短縮された場合のその時間の価値を貨幣換算したものです。今回走行時間は整備なしの場合が4.8分、整備ありの場合が1.8分です。また、車種別交通量は乗用車が817台、小型貨物が126台、普通貨物が883台です。その結果、走行時間短縮便益は1年間あたり1.09億円となります。

続きまして、走行経費減少便益について説明します。走行経費減少便益とは、道路事業により自動車がスムーズに走行できるようになることから、自動車の燃費が向上するなど走行経費が節約できることで、道路利用者がどのくらい得をするかお金に換算したものです。道路整備により走行性が良くなれば、ガソリン代が節約できるなどが該当します。算出方法について説明します。走行経費減少便益は整備を行わない場合の走行費用と、整備を行なった場合の走行費用の差となります。走行費用は交通量と距離、走行経費原単位をかけたものを車種別に計算し合計したものです。走行経費原単位とは、自動車1台が1km走行するのに必要な経費を表したものです。今回、距離は整備を行わない場合は現道延長の1.6km、整備を行なった場合は計画延長の1.5kmです。その結果、走行経費減少便益は1年間あたり0.098億円となります。

最後に交通事故減少便益について説明します。道路整備を行うことにより交通事故が減少します。交通事故減少便益は整備を行うことにより、交通事故によって失なわれる社会的損失額の減少分を便益としています。算出方法について説明します。交通事故減少便益は、整備を行わない場合の社会的損失と、整備を行なった場合の社会的損失の差となります。社会的損失とは、事故原単位に走行台キロをかけたものです。事故原単位とは、1台の自動車が1kmを走行する際の事故による損失を貨幣換算するための係数です。走行台キロは交通量に距離をかけたものです。その結果、交通事故減少便益は1年間あたり0.002億円です。なお、費用便益分析マニュアルでは、交差点数の増減による交通事故減少便益についての記述がありますが、今回は交差点数の増減はありませんので省略しています。これまでに算出した走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益について社会的割引率の4%を考慮し、50年間分を計算したものが費用便益比の基準年における現在価値です。便益の計算方法については以上でございます。

次に、コスト縮減について説明させていただきます。コスト縮減については、平成16年2月の道路構造令の運用改定に伴い、地域の実情にあった道路構造を採用できるようになったことから、歩道幅員を3mから2mに見直しを行い、コスト縮減を図っています。また、コスト縮減と環境への配慮を両立する取組も行なっています。一ツ家バイパスでは可能な限り緑化を行い、生態系への配慮、周辺景観との調和を図っています。一方で、除草に要する維持管理費を抑制するため、切土法面の路面から1.5m程度の高さまでを、従来の植生法面に代わり、コンクリートブロック張りなどを採用することとしています。今後も未整備区間における盛土材料に公共事業間の流用材を使用することや、路盤、舗装材などに再生材を使用するなどコスト縮減に努めていきます。

次に、代替案の可能性についてですが、当事業における現在の用地買収の進捗率が99.2%であること。また、未整備区間については、JR関西本線との立体交差や農業用ため池が近接している地形条件から、現計画ルートが妥当であると考えています。

当バイパス計画に関する社会経済状況の変化といたしましては、平成16年11月に上野市、伊賀町、阿山町、大山田村、島ヶ原村、青山町の1市3町2村が合併し、新伊賀市が、平成17年1月には、亀山市、関町の1市1町が合併し、新亀山市が誕生しました。当該道路は、新しい伊賀市と亀山市の地域間交流の促進と地域の活性化を支援する道路として期待が高まっています。

最後に地元の意向について説明させていただきます。当該路線の整備については、昭和48年に伊賀市、亀山市及び両市の商工会議所、観光協会、地元自治会などで構成される期成同盟会が結成され、沿線地域の生活環境向上、災害に強い道路整備、伊賀地域と北勢地域を結ぶ文化・生活交流ネットワーク上重要な道路の整備として早期完成を強く求められているところです。

以上、再評価の視点を踏まえて評価を行なった結果、当事業を継続したいと考えています。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今説明をいただきました事業は、評価の結果、継続したいという説明でしたが、委員の皆さん、この評価、判断に関しまして、何か質問、コメント等ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

交通事故減少便益につきまして一つ分からないことがあったので聞きたいんですが、今のご説明ですと、交差点の問題ですとか、あと、車対車に関しての算出というところがメインかなという気がしたんですが、実際に今回の工事で考えますと、歩道の部分が乗っかっているのですが、実際、交通事故減少便益ですと、その辺の歩道の対人間の部分はその算出方法には入られてないようなんですが、そういう便益を使用して実際に工事のほうで歩道をつくるというのは、何かその予算の範囲以内に目的とは違ったところに工事をするようなイメージに思ってしまったんですが、歩道をつくるという予定がありながら、こういったところにそれが反映されてないというのは非常な違和感を覚えるんですが、道路のこういうのが出てくるたびに、なにか質問しているような気も私するんですが、なんとなく交通事故減少便益に人間の部分が入らないのに、歩道の部分の工事に入っていいんでしょうか。

(伊賀建設事務所)

ご質問にお答えさせていただきます。まず、歩道の設置なんですけども、今回の一ツ家バイパスにつきましては、地域の方々の交通安全対策、歩行者、もしくは自転車を利用される方の交通安全対策ということで歩道を設置させていただいております。歩道については地域の状況から見ても必要であるという判断のもとに、道路整備と合わせて歩道を整備させていただいております。

それで、もう1点なんですけども、この交通事故減少便益の算定の中に、歩道の設置に伴う部分が入っていないというご質問なんですけども、確かにこの算定式を見ていただきますと、原単位につきましても分母が「キロ」と「台」ということで「人」ということが全然入っていません。これは1台の車が1km走るのに対する、確率的なものもあると思うんですけども、事故によって失われる損益というのがこの原単位なんです。ですので、それに今回の距離数をかけて台数をかけたものが、事故によって失われるものを貨幣換算したものですよということで、あくまで「台」しか入っていないということなんです。本来であれば歩道を整備すれば当然、「人」対「車」という部分についての安全度は上がるはずなんです。もちろん、それがなければ歩道の意味がないと、私先ほど言いましたけど、地域の安全で自転車なり歩行者の方の安全性ということでご説明させていただきましたけど、その部分が本当は入ってなければならぬ部分なんだろうというふうに考えるんですけども。今現在もマニュアルの中では、そこまで「人」対「車」といったとこの部分までちょっと反映がされていないというのが実情で、ただ、私どもとしてはやはり当然、歩道整備することによって、人、自転車、もしくは車椅子、これから増えてくるでありましょう、例えば電気付の車椅子とかそういったものを利用される方の安全性というのは上がるというふうには考えています。ただ、マニュアルに沿って今回便益を算定させていただいたんですけども、その中に対人、例えば対自転車といった部分の便益が反映されていないというのは確かにあって、その部分は今後マニュアルがどうなっているかちょっと分からないんですけども、本来であれば入ってきていい部分なんだろうなというふうに私は考えております。

(委員)

ありがとうございます。確かにそうなんですけど、マニュアルがそうなっているから仕方がないんですが、計算をくんでその工事をするということで、人間の歩道の部分が地域に対するサービスみたいなそういったことになってしまうと、この便益計算で表されない部分のところを予算内でやっているというふうに考えると、その部分はこの工事ではやっちゃいけない工事なんじゃないかという話にはならないんですか。実際こういうのには反映されてこないの、それはそれで地域に対する安全対策という別の設定された項目だけの工事という解釈はしたりはしないんですか。

(道路整備室)

道路整備室の森といいます。よろしくお願ひいたします。委員がおっしゃられるように、今の道路整備事業にあたりまして、交通安全の便益として歩行者に対するものも入っていないというご提案でございますけども、多分便益マニュアルの中で、歩行者とか自転車とかに対する便益の算定の手法が今、確立されていないということだと思っております。じゃ、その便益の評価が入っていないから、その歩道の整備をやっちゃいけないんじゃないかっていうような、ちょっと私どもとしては若干違うかなと思います。いるものはいるで整備はさせていただくんですけども、本来であれば、先ほど伊賀建設事務所のほうからお話しましたように、今回の評価の中へ歩道整備における効果というものも表現を本来すべきなんだろう。ただ、それが今確立されていないので、今結果として便益が1.1ということだと算定させていただいておりますけども、それが本当は1.2から1.3であろうと。かといって、その評価手法が確定されていないからその整備ができないというのは、それは違うかなと思います。三重県としましても、今安全・安心という視点でも行政としての取組を非常に進めておるところでもございますので、評価の手法が確定されていない部分は評価としてはできませんけども、整備としては必要なものについてはやっていくという格好で取組を考えさせていただいております。

(委員)

マニュアルをベースとしてという話なんですけど、私の記憶は確かではないんですが、全くこれとは異なった話なんですけど、例えば河川の洪水とかそういうのでやっぱりわりとマニュアルで、という話で洪水の予測の計算されることがあるんですけど、そのときに中勢と東紀州と洪水量が違うので、もう少し地域に密着した形で雨量の考慮はできないのという話が何年か前にあって、そのときもなんかマニュアルでという話だったんですが、地域に密着したということで、マニュアルを超えてその辺のなにかの便益を評価していただいた記憶があったように思うんですね。そういうのを考えると、これもマニュアルベースではなくて、この中に地域へのそういう安心・安全というのを含めるのであれば、マニュアルを超えてそういうのが必要だとあれば、普通便益の中に算出させるような三重マニュアルみたいなのがあっても、僕はいいんじゃないかなという気がするんですけど、でないと、なんとなくこれだけだと、人がいるのに車だけっていうのはあまりにも何か、その高度経済成長時代的な考え方だなということで、あまり今の時代には即してないのかなという気がするんですけど。そのあたりまでマニュアルから例えばそれを超えて三重県では解釈しませうじゃなくて、マニュアルがだめだから、その部分を計算するとこれだけの便益ですという考え方はできないものなんですか。

(道路整備室)

すいません。委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、三重県が独自で歩行者なり

自転車なりの安全対策を貨幣換算し、手法を整備するというのは非常に難しいというのも現実の問題としてございまして、恥ずかしながら、全国的に整備をされたマニュアルに頼らざるを得ない現状があるのも事実でございますので、委員のご指摘はごもっともなこととは思いますが、現状はそうなっています。

(委員)

せっかく工事をやってるのに、本当はもう少し便益が評価したとしたら上がるんだろなていう部分を実際評価されなくて、0になっていくっていうのは、ある意味もったいない気がするんです。そのあたり将来的に県として担当部署でいろいろ考えていただければというふうに思います。

(委員長)

委員お願いします。

(委員)

私も同じ話になっていくかと思いますが、実はこの25号を2年半ほど前に走ったことあるんです。私、また別のところで鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会という、新名神とともに、その会がありまして、そこの仕事をさせていただいているときに、実はあまりにもこの道の状況がひどいということで、国土交通省の方がこの地域に来られたときに、これは国の事業ではないと思いますけれども、一緒に走って見ていただいたことを思い出しまして、やっとならざるを得ないのかと思って、とても喜んでおるところですが。私も1.1では低すぎると、便益がですね、そのような思いがいたします。だから、ここの一ツ家バイパスって、これ家の軒と軒とがくっついてて、その間をいくところですよ。こんなところを大型トラックが通るのかと。いやこれは感情的なもので数値には落とせない話だと思うんですけども、そこを子どもさんたちが学校に行くときに通ったり、しかも名阪国道が交通事故、それから雪等で通行止めになると全部をこちらにすごい車が下りてくるという、本当にお気の毒な場所だなと思い、そしてまたこのトンネルのところも通りまして、信じられない、これが国道かというようなふうには実は思っておりました。ところが、これ伊賀市かなにかになると急に広がるんですよ、ここ。どうして亀山市の、亀山市ですかね、これ今悪いほうは、あまりにも歴然としすぎてて、同じ三重県でどうしてこんなに違うのかというようなところの最後の部分を今からやっていただくんだと思いますが、この便益とかこういうことが非常に大切な物差しであると思うんですが、今、委員がおっしゃられたようなことが、それプラス私はこの名阪から交通事故、それから雪のときに下りてくる車の台数というのはものすごい多いと思うんですが。この平均の中にこれは入っているかどうか。それは通常の日だけで言っているのか。この25号の特殊性といいますか、そういうものはどうして伝えたいのか、もっと便益を上げてほしいというふうに思います。

(伊賀建設事務所)

まず、この交通事故減少便益の際に説明させていただきましたが、本来マニュアルであれば、交差点数の増減によって減少というのが入ってます。事故減少便益の出し方は入っているのですが、当然交差点が増えれば事故が多いという考え方に基づいたマニュアルにはなっておりますけれども、本当は交差点が増えれば事故が増えるのかというと、当然、道路整備すれば見通しもよくなる。例えば右折レーンも取るとかいう中で、本来であれば交差点が増えても事故というのは減る確率がかなり高いというふうに私も考えとるのですが、マニュアルに沿って考えると逆になってしまう。今回の場合は増減がないのでプラスマイナス0で省略させていただいておりますけど、そういったところの一つ問題もあるのかという問題はあります。

それと、本来であれば、交差点数の増減がなくても、道路がよくなれば、やっぱり事故減少というのははかれてくるのかなというふうに考えてますけど、なかなかそこまでいくと上げにくいところもあって、よう計算していないと。

もう一点ですが、ご説明させていただく中で、名阪のやっぱり補完的な機能もあるということが、非常に大きな道路への位置づけ、もちろんこれ地域の生活道路であることは間違いありませんけれども、それ以外にやっぱり併走する名阪というのが非常に混雑するし、やっぱり事故とか多いということもあって、それを補完する道路があるということなんですけど、今回そういったこと効果として私どもも持っておりますけれども、今回の1.1の中には名阪の補完的な機能、いわゆる名阪からの有事故の際の流入に対してどれだけの効果を持つかということについては、今回の1.1の中については算定はしておりません。本来であれば、委員おっしゃっていただいたように、その部分は何らかの手法をもって計算して上げさせていただくべきところなんかも分かりませんが、今回は名阪からのあくまで補完的な機能というのは、現実的に効果はあるんですけども、便益の中には今回1.1の中には算定させていただいてはおりません。ただ、名阪は、当然何回か車が止まるというふうなこともありますので、それから算定する方法はあるのかなというふうには考えてますけども、今回はちょっと算定はしていないというのが、1.1というのをお示しさせていただく中には入れてないというのが実情です。本来であれば、これ以外にいろんなそういう流通がよくなることによって周囲もよくなるとか、そういうほかの道路を補完する機能が増えるとか、そういったものはやはり効果として算定できる部分はしていくのが本来であろうかなと思うんですけど、なかなか先ほど道路整備室からも説明させていただいたように、なかなかはっきりしない部分が多いということもあって、この評価では入れていないということが実情でございます。

(委員)

ありがとうございます。国がつくったんですか。その便益の出し方は。

(伊賀建設事務所)

本来は国のほうで作っていただいたものを、先ほどの説明にもありましたが、三重県の地域においた特性とか、やっぱり組み入れてオリジナルをやっていくというのも一つの方法かも分からないんですけど、なかなかそこまで一つの手をよく踏み入れていないということで、国が作っていただいたものをそのまま引用させていただいて出したものがこの数字というところでございます。

(委員)

ただ、上の人に一度来てもらって、いかに軒と軒の間をトラックが通っていくかとか、そういうところもあるのかということ三重から上げてもらったらどうでしょうか。何とか作っていらっしゃる計算法の中に、これは全国的にも必要なことなんじゃないかと思うんですけど。

(伊賀建設事務所)

今、本当に物差しというと、例えば交通事故があれば、こういうDID区間になるとか、効果の違いとか、それ以外については、ここでしか調べないんです。本来であればもっと地域に視点をのぞいた部分がきっとあるんだろうなと思いますけども、これの仕分けしかないということで、これを使わせていただいています。

(委員)

民主党政権になって、ますますこういう数字が大事になってくるので、こういう道路は特に言っていただいたらどうでしょうか、何か方法はないんでしょうかね、国に伝える。

(道路整備室)

また、機会があればと思います。また、事業仕分けというものが最近なされておるんですけども、道路事業に関する事業仕分けの中で、事業評価の潤滑化という言葉が出ております。そういう中でももう少し現状に即したような格好になることは、私どもとしては若干期待をさせていただいております。その名阪国道なんですけども、伊賀の建設事務所に調べていただいたところ、過去10年間で平均5回ほどの通行規制がかかったと。最大では年間16回の通行規制がある。伊賀の建設事務所としても若干試算をしております、仮定条件を大分入れてあるんですけども、そういう中での試算をしますと、便益今1.1とお話さしていただいておりますんですけども、丁寧にお話しすると、1.05でございます。それがその交通事故による通行規制の部分を仮定条件をある程度踏まえて入れさせていただくと、1.13ぐらいになるのかなというふうに試算はさせていただいておりますが、こういう事業の評価に一応継続の可否みたいなのがございまして、私ども若干厳しいところがあって、

仮定条件がたくさん入っているのはどうかなってということで、ここにこのような格好でお示しさせていただくとというのが実情でございます。よろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

先ほどの話を引き継ぐようで申し訳ないんですけども、本当に車対車の事故よりも、車対人のほうが亡くなる率というか、大きな問題になることのほうが多いんじゃないかなと思うので、一人ひとりすごい高い計算にされると、昔、便益の話聞いたことがあるので、そういうようなこととか考えると、ぜひ先ほど委員がおっしゃられたような形で、何とか便益上げる方法って作っていただきたいなと思うのと、あと1つ伺いたいのは、この今回つくられるところは、近くに学校とか、そういう通学路になっているところというのはあるんですか。

(伊賀建設事務所)

今、赤で示してある区間が、これが今回の一ツ家バイパスなんですけども、構造的なものとしては、ここに柘植小学校、中学校ということで、ここに大杣、一ツ家という集落があります。やっぱり通学される方はこのように歩くなり、通っていただくことになると思います。ただ、今現在は通学路指定にはなっておりません。ただ、歩いて恐らく距離的にはJRの駅まで1.4kmですね。小学校まで2.6kmくらい。このあたり、終点のあたりからですけども、1.4kmと2.6mというふうな距離になってます。

(委員)

その集落の子たちは歩きしか方法はないんですか。

(伊賀建設事務所)

そうですね。歩きしか方法はないと思います。ただし今現在、集落の子はいないですけど、この辺。集落の子が出たら当然、歩くしか方法はないと思います。バス路線ではございませんので。

(委員)

先ほど、今までの資料の写真とかを見ていると、私はあんまりこういうような状況のところまで通学したことないんですが、こういうダンプとかが通っているような状況ってものすごく怖い、想像しただけでも怖いと思うんですね。歩道を造っていただくのは本当にそういうことも考えるの絶対必要であるんですけども、また信頼性を下げてしまうような

ことを言ってしまうかもしれないんですけども、歩道の整備された写真を見ると、マウンドアップの歩道が造られているだけなんですよね。

(伊賀建設事務所)

今回は、フラット型です。

(委員)

整備後のところでもマウンドアップになっていませんか、これ。何センチか上がっているようにみえますが。事業の進捗状況ていうところのページが。

(伊賀建設事務所)

これは歩車道の分離ブロックですので、タイプとしてはフラット型でございます。

(委員)

この写真、整備後ですよ、でも、7ページの写真見るとマウンドアップにみえますよ。

(伊賀建設事務所)

ちょっと写真がみづらいかも分かりませんが、これは境界ブロックだけで、歩道はフラット型です。

(委員)

そうすると、どちらにしてもなんですけど、ダンプがもし何かあったときに、歩道のほうに行ったら、ものすごい事故というか、そこに人がいたらの話なんですけども、ちょっとした縁石なんかあつという間に越えてしまうし、マウンドアップだとしてもすぐ越えてしまうと思うんです。気休めかもしれないですけども、例えば通学路になるようなところは、更にそこにプラス、ガードレールとか、そういったものがないと怖いかなという気がすごくしたんですけども。大型トラックがビュッと来たときに、事故とかも聞いたりもするので、それがあることによってどうなるかというのがちょっと分からないですけども、全部じゃなくていいと思いますが、そういう危険性がある、人がよく通るようなところは、ガードレールがあったほうがいいのか。ただ、私もそういう人がどれくらい歩くのかというのが分からないんですけど、そういったところも、もし気に留めていただければと思いました。

(伊賀建設事務所)

その点は十分頭に置いてやっていきたいと思います。

(委員)

結構バイパスって、そういうガードレール付きのところとかありますよね。何か多分そういう基準があるのかもしれませんが。

(伊賀建設事務所)

基本的にはどちらかというとなりブロック、もしくはガードレールだけ。どちらかでやっとなのがほとんど多いと思うんですけども。例えばそこにカーブが入っていると、例えばこの辺りもそうですけど、例えば凍結することによって、車がカーブへ突っ込んでしまったりとか、そういった場合、実情に応じて使い分けはさせていただいております。ですので、例えばある程度のカーブが入っております。それで、この地区においては、例えば雪があってスリップの可能性が高いということになると突っ込みますので、そういった場合は設置させていただいた場合もあるかと思っております。

(委員)

それで、よく見るのは橋の上は必ずといっていいぐらいガードレールがありますね、歩道のところにも。凍結するから。

(伊賀建設事務所)

そうですね、橋の上やとやっぱり凍結しやすいという部分もありますので、そういった箇所も多いのかなと思っております。

(委員)

どういう状況の道、バイパスになるのか私も分からないので、そういう配慮もいただけたらと思うので、ちょっと危険箇所にはガードレールを。

(伊賀建設事務所)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

委員。

(委員)

私もよく似た意見なんです。本当にここは採石場の関係でダンプが多いところで、道は本当に怖かったのが、大分整備されてきて喜んでいますが。先ほど言われたように、事情を知らない人はここは怖い怖いと言っても、国までは絶対伝わらないので、本当にできるだけ便益の率を上げてもらって、この国道はもうお金やらへんて言われたときに、い

かに予算をいただけるかというのだけを常に努力していただいて、途中で、まだこれ延長になりましたので、26年か。その間に絶対予算を削られないように、県の人は大変やと思いますけど、その点だけどうかよろしくお願ひしたいと思います。

(伊賀建設事務所)

ありがとうございます。ぜひ最大限の努力をするつもりです。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員。

(委員)

もう1つ、説明資料の3番でしたか5番目に出てます車種別交通量のところなんですが、このあたり、採石場からの作業のダンプが多いというお話なんですが、その辺のダンプというのは車種別交通量の普通貨物の中に入るんでしょうか。よろしいんでしょうか。

(伊賀建設事務所)

そうです、はい。

(委員)

そうすると、大分多いですけども、そのダンプカーは採石場の道の今回の工事区間の裏側にあるんですけども、国道に出てきて、伊賀市方面のほうに出てくんですか。

(伊賀建設事務所)

そうです。それが多いです。

(委員)

今回の一ツ家バイパスの建設ウエイトの中でも工事用の採石場のダンプが多い感じになるということですか。

(伊賀建設事務所)

ここはリサイクル工場と砕石工場と二つあるんですけども。このリサイクル工場、砕石工場、多くはやっぱりこちら側なんですけども。実は関のこちらのほうにも鈴鹿の同様の会社がありまして、ちょっと絵から外れとるんですけども、そちらのほうの車の出入りも若干ありますので、この区間の大型の交通量が多くなったりします。やはりどうしてもリサイクル工場、砕石工場への流れが多いので、当然こちらへ向いて来るところもあるんですけども。やはり流れとしては大体こちらのほうもありますし、当然この鈴鹿側にも砕石工

場がありますので、そちらからの流れもありますので、この 1.5 km の区間は大型の交通はここへ来ます。

(委員)

相対的に西に行けば行くほど、大型車が多くなるんですね。そのときに結構、多分採石場からのダンプはちゃんと積載量を守っているはずだと思ってるんですが。結構重たいですよ。そのときに圧迫というか、そういったところで劣化を防止するような工事をしていただけたらとか、あるいは先ほど委員から歩道があっても圧迫感が非常に強く感じるという話がありましたけども、そのときに工費縮減で歩道幅の見直しをされてるんですけども、そういう危険性を避けるために、大型の車種の多い区間はちょっとコストかかるけども、やっぱり 3 m にしなくちゃいけないんじゃないかとか、そういう方向性というのはあるのかどうかを聞きたいと思いますけど。

(伊賀建設事務所)

まず、大型車が多いということで、やはり当然舗装は傷みがちということなんですけども。それはその交通量に見合った舗装の構成を決めていますので、過積載がどうかということ、そこら辺は法律の問題になっていると思うんですけども。普通に積んでいただければ、通常の維持管理で大丈夫なのかなと思っております。

もう 1 点なんですけど、やはり一律に私どもがコスト縮減ということで、平成 16 年の道路交通法の改正に伴ってコスト縮減というのは一つあって、2 m にしています。確かに大型車が多いから、本当に 3 m のほうがいいんじゃないかというふうにおっしゃられると、私ども、それにはお返しする言葉はないですけども。なかなか、どうしてもこうするとコストが下がるという方法に言うておったところもあって、若干コストを下げる手法として何を考えようかというような観点から、歩道をその対象にしようかというのは、これはすれ違いが可能やという前提に立った上で 2 m に縮小しているわけですけども。そういった観点からご意見をいただくと、非常に私どもとしてはありがたいんですけど。そういった観点も考えていかなきゃならないのかな。一律にコストを下げることを目標に、何かで下げなきゃならない。何かをもって下げる努力をしなければいけないという観点に立つとって、そういった手法を用いとるところもあったんですけども。やはりそれがすべてではないんだよというような意見をちょうだいすると、非常に私どもとしては今後、そういった観点で見てかなきゃなんないと思いますし、私どもとしてはありがたいご意見だというふう考えております。

ただ、ちょっと実際に 2 m にしたときに大型車うんぬんというのを考えてなかったかということ、実際にやはりコストを下げるのが一つの目的みたいなのがあって、2 m にしたということもあるのは事実でございます。

(委員)

コスト削減は仕方がないことですが、それだけがベースにあって、なんか中途半端なところでそういう対策を取っても仕方がないと思うんで、かけなくてはいけないところはかけていただいて、その分何か、形で考えられるようなところを考えていただいて、少しでも多く皆さんにとっていただいて、取れるような取組も併せてみなさまにさせていただけると嬉しいと思いました。

(伊賀建設事務所)

ありがとうございます。

(委員長)

それでは、委員お願いいたします。

(委員)

すいません、1つ教えてください。12ページの17のところの、コスト縮減と言われながら書いてある法面の緑化の環境配慮とかいうところのことで聞きたいんですが、コンクリートで下を固めることによって、随分安くなるということですが、ほんとにコストは縮減されるものなんですか。

(伊賀建設事務所)

まず、下まで緑化をした場合と、下から1mをコンクリートでやった場合については、建設費ではやはりコンクリートでやったほうが高くなります。草を生やす場合とコンクリートの一つの構造物ですけども、そうなりますと、どうしてもそのときの建設費についてはコンクリートで張る、コンクリートブロックで書いてますけども、コンクリートブロックを張ったほうが高くなります。ただ、維持管理費というものがあります。それはどうしても年間維持管理という面から、草刈を年2回ほどさしていただいとるんですけども。本来であれば全部草刈を出していただくのは本来の趣旨だと思うんですけど、なかなかそこまで予算的に回らないというところもあって、やはり交通安全上最低限確保すべき視距の確保ということで、1m50ぐらいを草刈をさせていただいとるということもあって、その1m50、コンクリートブロックになれば草刈は基本的には必要なくなるということで、この1m50の部分の、今回50年ということやってますので、50年間の間の草刈の費用というのと比べると、いわゆる維持管理、建設コストはコンクリートのほうが高いんですけども、維持管理を含めると、コンクリートブロックを張ったほうが安くなるというふうなことで考えております。実際その金額なんですけども、やはり今回、一ツ家バイパスにつきましては、恐らく360㎡ほどのコンクリートブロックを施工しようと考えてますけど、その360㎡につきましては、50年間でわずかでございますけども、試算的には約50万円程度

安くなるのかなと。50年で50万円やったら年間1万円じゃないかといわれると、それまでなんですけども。一ツ家のほうが安くなるということで。

(委員)

でも、今雇用対策なり何なりを考えたときに、年間1万円ぐらいやったらさ、環境に配慮するという点から見たら、なんで元通りに草生やしたええ伊賀にしといて、そして、今ああいうのを見ると、みんなでボランティアで草刈しましたとか、そういう話が出てくるのに、ここでコンクリートありきなんやろなて。コンクリートは50年何もしないで持つとは私は考えられへんけど。

(伊賀建設事務所)

確かに雇用対策というお話をいただいたんですけども、確かに今現在、県の事業でも緊急雇用対策といったのがあって、私ども県の整備の中でもそういうふうにさせていただく部分もあるんですけども、やはりもう一方で、道路でも川でもそうなんですけど、やはり地域の方からの非常に苦情、要望、一番何が多いかということ、草刈の要望が非常に多くて、特に道路法面、今回は切土が多いですけども、盛土部分で道路があって盛土になるとる部分もそうなんですけども、やはり草刈に対する苦情要望が一番が多いと。なかなかそうは言うものの、県も十分すべての部分に対応なかなかできないということで、建設時点なるべくそういう市民の方々に苦情なりをいただくことのないような構造にしていきたいというような思いもあって、コンクリートにさしていただいとるところもあります。ただ、それが割高になっては何にもならないということもあって、一応比較をしたうえで1m50程度についてなら大丈夫だろうということで、1m50程度のコンクリートブロックを張らしていただいとるのが実情です。ただ、1m50でも草生やしといて地元の方にボランティア、もしくは緊急雇用でやってもうたら、活性化にもつながるんじゃないかと言われると、そういった一面は当然あるのかなと思いますけども。ちょっとそういう緊急雇用ではそういう観点では考えていないというのが実情です。

もう1つ、ボランティアという面については、道路のボランティア、奉仕という形で自治会に委託さしてもらって、草刈をさしてもらとる部分もあります。これは地域のほとんどがお年寄りの方が出ていただいて、自治会の方が出ていただいて刈っていただいとる部分も当然ございます。ただ、なかなか道路全部となると、大変なところもございまして、新しく建設する部分については、こういった手法を取らしていただくかなと。ただし、もう既にできている部分、過去に供用されている部分については、やはり今おっしゃっていただいたような地域のボランティアの方とか、自治会委託の中でやらしていただいとるのが実情でございます。

(委員)

この計画したときには、何か下にコンクリートで固めるというのがあったかも分らないですやろ。随時、今の交通事故がどうのこうのというような話も同じようで、変えてくというのはとても大変か分らんけど、私はできるだけコンクリートで固めてしまって、また、水害を併発させるようなそれをできるだけ無くしていかないとあかんと違うかなと思ったり、どこやかも見てみると、これって、したところの後というのは必ず水害が土砂災害なり何なりが起きているようなことってありますやん。まして、ここ池があって、このところではどの辺の法面をそうされてきたのか。どこからどこまで。

(伊賀建設事務所)

今、供用済みというのは黒い部分が供用済み区間なんですけど、この山を切った部分になるので、このバイパス、こういった部分ですね、山の中の部分、ちょっとこの図面では分かりにくいんですけど、この山を切ってバイパスをつくった部分がそういった法面のあるところです。

(委員)

次、これからするという。全部するん、これ。

(伊賀建設事務所)

黄色の部分については、実は池へ張り出しとる部分については、ブロック積みで上がってきますので、法面は生じてこないと考えてますので、この黄色の部分については、今後、こういった張りブロックでの対応の箇所はほとんどないと考えてます。

(委員)

今までこれはした部分を。

(伊賀建設事務所)

そうです。この16年に供用を開始した部分。もしくはその16年の再評価をいただいた後に供用を開始した、この380mの部分について、そういうふうなこともやっております。

ただ、若干、このあたりについては、そういった盛土法面がございますので、そういった処理をしようかなと考えてますけども、基本的にこのJRを超えたこのあたりは、基本的に構造物でずっと工事をしたいと考えてますので、法面は生じてこないというふうに考えてます。

(委員)

分かりました。そしたら、もう1つだけ。国道25号整備促進期成同盟会、これは県の方

から呼びかけていただいて、これのできたんですか。自分たちで、地域で。

(伊賀建設事務所)

これは地域の方に立ち上げていただいたもので、県のほうは基本的には入ってはいません。昭和48年にできました。基本的には旧の上野市、伊賀町、今では伊賀市になっていただけてますけども、関町、亀山市。今は亀山市になってますので、伊賀市、亀山市が、今は伊賀市が事務局を務めていただけてますけども、伊賀市長が恐らく会長さんやったと思うんですよ。伊賀市と亀山市、そして、両市の商工会議所なり観光協会なりということで、昭和48年に地域の市町のほうで立ち上げていただいたもので、私どもも当然年に1回、総会にはお邪魔をさしてもらって、その25号の整備状況についてはご説明をさせていただいてありますけども、基本的には、市のほうで中心となって運営していただけておるものであって、県のほうから問いかけて立ち上げていただいたものではございません。

(委員)

そやから、公の人たちの集まりというんですか。今までも地域の地域のって聞くんですが、地域の人も入ってはる。

(伊賀建設事務所)

入っています。

(委員)

そしたら、そこで男女の比を教えてください。

(伊賀建設事務所)

男女の比ですか。

(委員)

写真で見る限り、女の人っていてへんよね。男の人ばかり。前の一番向こうの人は女の人。

(伊賀建設事務所)

女性の方はちょっと比率としては、

(委員)

どなたもみえないようすわね。

(伊賀建設事務所)

把握してないですけど、今入っていただいとるのは、「みえのみち女性会議」というのがございまして、みえのみち女性会議の方は入っていただいております。

(委員)

私は地域で一生懸命生活している人の視点というのがいるのと違うかなと思ったので聞きました。

(伊賀建設事務所)

分かりました。区長さんは入っていただいとるんですけども、例えば女性という観点から言われると、人数を把握してなかったんですけど、確か、みえのみち女性会議の方は入っていただいとると思います。

(委員)

別に女やで言うわけやないけど、今、男女共同参画型社会を目指してと言いながら、こういうところには女性ていうのはあんまりいれたがらないというか、こういうややこしいこと言うやろ、私らは分からへんで聞くんやけどね。でも、皆さんから見たら、女の人おらんほうかうまいこと行くよね、先生。そやからちょっと聞いてみました。

(伊賀建設事務所)

すいません。まだちょっと把握してないので、みえのみち女性会議の方だけのはずです。また、事務局のほうへは、そのように私ども言われたというのを伝えておきます。

(委員長)

では、そろそろ時間ですので、よろしいですか。再評価の審議、ここまでにさせていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

では、議事の2番に入りたいと思いますけれども、事務局、よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第の2番 事後評価対象事業について事務局よりご説明をいたします。

(3) 事後評価対象事業の審査

(事務局)

本日、ご審査をお願いいたします事後評価対象事業を説明させていただきます。お手元の資料4 審査対象事業一覧表2ページをご覧ください。こちらの表の一番右側の審査箇

所欄に 印がついてございます。501 番の防災ダム事業、502 番のほ場整備事業、507 番、508 番の砂防事業の 2 事業、合わせて 4 事業が本日の審査箇所でございます。説明につきましては、この後、事業室で行いますので、よろしくお願いたします。

なお、事業・・箇所の概要につきましては、資料 6 事後評価箇所一覧表に記載しております。説明資料につきましては資料 9 に添付しております。ご審査の際にご覧いただきたいと思ます。

(公共事業運営室長)

事後評価対象事業についての説明は以上でございます。

それでは、引き続き委員長にご進行をお願いしたいと思います。

(委員長)

分かりました。委員の皆さん、ただ今の説明で何かご質問等ございませんでしょうか。

特に無いようですので、ただ今から事後評価の審議に入らせていただきます。

それではまず、防災ダム事業の説明からお願いいたします。説明者の方は簡潔明瞭にお願いいたします。

では、始めてください。

(農業基盤室長)

三重県の農水商工部の農業基盤室の福岡でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

まず 1 番目に、防災ダム事業地震対策ため池防災工事 横山池地区でございます。まず、最初にその事業自体の一般的な概要をご説明させていただきます。防災ダム事業地震対策ため池防災工事は、地震対策を強化する必要がある農業用ため池のうち、そこに事業の目的として書いてございます。大規模な地震等の発生に伴って決壊する恐れがある農業用のため池の整備を行います。そしてまた、そのため池が決壊しますと、ため池内の水が下流へ流れますので、その下流に位置する農地とか人家等の被害を、その流れ出る水とか土砂から防止するという目的でございます。事業の内容につきましては、平成 8 年度に制度化された事業でして、堤防を強くするというのが第一義的ではございますが、また、それとともに、その堤防が地震に対して安全なのかどうかという観測管理施設の設置を行うと、このような事業でございます。

次に、位置、場所でございます。少し目印になりますのが伊勢自動車道の芸濃インターがございます。そこから関に向かって津・関線が走ってございます。そのちょうど真ん中あたりでございます。そこに横山池でございます。ほぼ旧芸濃町の中心と考えていただいたらよろしいかと思ます。

次に、計画一般平面図、少し大きくした図面と解釈いただいたらいいかと思ます。横

山池、このピンクの部分に水を送っている池でございます。中勢用水、安濃ダムから水を補給している、中勢用水の水もこの横山池に一旦入って、このピンクの部分に水を補給してございます。池の貯水量としては53万7,000tというような農業用ため池でございます。周辺にあります施設としては、ここに芸濃総合文化センター、それと椋本小学校、それとここが旧の芸濃町の役場でございます。それで、先ほど申しました、ここが芸濃のインターチェンジ、そして向こうが関というような形です。

それで、堤防につきましては、やはり古いため池ですので、堤防から少し水が漏水していた。それと、やはり洪水のときに水を出します余水吐というんですが、そういう口も相当老朽化していたというような状態でして、非常に、先ほども申しましたように、このようにこの辺り、相当人家が密集しておりまして、また、農地も当然広うありまして、堤防が壊れるなり、その余水吐が壊れますと、非常に大きな被害が発生すると、そのような恐れがあったという池でございます。

少し地区全体の概要をご説明申し上げます。左側、全体計画、それと右側、実績、平成21年度時点に置き換えた金額でございます。ほぼそんなに物価の状況で変わるだけですが、そんなに変わってございません。実績のほうで説明させていただきますと、事業期間が平成8年から15年。それと事業費が11億1,600万円ということになってございます。負担率につきましては、国が55%、県が30%、あと市が15%。防災的なそういう地震ため池ということで、市が全額負担しておりまして、地元の負担というものはございません。

ため池の概要です。貯水量、先ほども申しましたように53万7,000t。池の面積で言いますと、17ha。大体イメージとしては東京ドーム約4個分という程度のイメージをしていただければいいのかな。結構広い池になります。堤防の高さは7m65cmということで、それと、堤長、堤防の長さですね、1,248m、長い1km以上のある堤長になってございます。

後、先ほども申しましたが、その下の工事内容ですが、余水吐、雨がたくさん降ったときに、池にどんどん水が溜まってまいりますから、その水を安全に吐き出さなきゃならない。それもいっぺんにではなく、下に被害が及ぼさないような状態で吐き出さなければならないということで、それが2ヶ所、北と南側。あと、用水の取付けとして取水施設4ヶ所ございます。次に、これが全体の写真です。上のほうは改修してございません。左右両辺の下、3点の堤体を改修してございます。これが1,248m。

次に被害の想定図です。池の堤防が壊れたらどんな被害が起きるかというところです。それで、赤の点線地域が被害が発生する区域です。その中で黄色の部分が池の土砂で埋まっちゃうなど。それと、グレーの部分が水に浸かるという区域です。それと、丸くてぼつぼつしておりますが、これが家に被害が及ぶというようなところです。それと、津・関線もここを走ってますので、ですので、道路にも被害が及ぶというようなことになると。例えば相当交通量の多い道路ですので、車なんか走ってる中で決壊が起こるといようなことになると、少し怖いという感じがするということです。ちょっとイメージを持って

いただくために、このような地域が堤体が壊れちゃうと、このように水が浸かってしまう、そういうイメージです。あくまでイメージでございます。

次に堤防の断面、どんなふうに改修するのかというところです。改修前がこういう黄色、左側が池なんです、相当浸食されたように思います。それを前に少し土を張りつけて補強するというようなところです。改修前の写真です。少しイメージしていただくのにいいかと思えます。相当えぐられたのが分かるかと思えます。それをこのように改修後、今の状態です。

次に、余水吐、先ほども申しました洪水を安全に下流へ流す施設です。これが改修前の状態です。それでこういうような改修後になります。

次に、水を取る施設です。これは用水を取る施設、改修前、このような塗装にもやはり老朽化が進んでいる状況です。それがこのような形になるということです。それと、先ほども申しました、地震が起きた場合に、この池の堤体が安全なのかどうかという観測する施設を設けてます。このような少し池が沈下したり、ずれたりしないかという観測できるような指標の杭を打ってございます。それと、池から漏水がしていないか。池から漏水は少しずつは水は当然出ているわけなんです、それが異常に多くなると危険ということになりますので、それを計っております。ここで三角堰というんですが、ここで水の水位がどこまであるかによって流量が測れるんです。

次に、効果でございます。事業の効果としましては、これ計画時点と現時点の対比です。効果につきましては、災害防止効果というこの一つの効果です。堤体が壊れたときに、農地とか宅地に被害が及ぼす効果を計上しております。それが21年度時点でいいますと、これは1年の効果が1億4,942万1,000円、単年度の効果がこれだけです。それで、還元率という率をかけまして、耐用年数80年ございますので、妥当投資額という、80年の間でこれだけの効果があるでしょうという効果を出してございます。これが34億4,287万4,000円ということで、投資効率は2.59、現時点に直すと2.59という数字になってございます。少し先ほどの災害防止効果の内訳です、これは。どのような効果があるかということで、1つは作物の被害です。これ相当計画時点から減ってございます。これ何かと言いますと、相当、今、農作物の単価が計画時点から下がってございます。2割から5割というような大きな落ち込みになってございます。このようなことが大きく影響しております。それと、農地の効果、農地の被害、これにつきましても単価が多少下がったということで、多少減ってます。それと、農業用施設についても同様でございます。それと、一般公共関係というのが家屋、道路というようなところです。これは効果、どのような形で出しとるかというところの、農業用の効果が非常に分かりにくいので、作物の面積に単収、単位当たりどれだけの収量があるか。それで作物の単価をかけて効果というものはじいてございます。これ計画と現在の比較ということ。やはりそれぞれ相当減ってございます。これが一般公共関係、道路とか住宅に対してどのような被害があるかというところでございます。これについては、評価額が上がった関係で多少上がり気味です。すべてに対してというこ

とになってございます。あと、今までは数値で表せる効果なんですけど、あと定量化できない効果ということで、後でアンケートの説明させていただくんですが、アンケートを取らせていただいた結果が、我々、定量的にはこんなあるんですねというところを挙げさせていただきました。結果からまた説明させていただきますが、安全になったとか、きれいになった。やはり水漏れの心配が少なくなったというところが、やはり多くご意見いただきます。施設の管理については、やはり操作が楽になりましたね、そういうところを大きくご意見ちょうだいしました。

それと、その周辺の環境ですが、池自体ではそんなにないんですが、その池の少し下流では、このような下流の水田地帯はほ場整備が早期に終わっておりますので、タモロコ、ドジョウとかタイコウチ、トノサマガエル、ヌマガエルなど、このようなものが確認されております。また、後ほど、アンケートの結果説明しますが、アンケートの結果では、変わらないとか分からないおっしゃる方がほとんどでした。ですから、池についてはそんなに環境面では変わってないのかなというふうに判断しております。今の営農耕作状況です。大型機械が入って作業されております。現在も良好に作業されておるといふように。

次に、県民のご意見ということで、アンケートの結果について少しご説明したいと思います。アンケート、この池の被害を受ける、さっきご説明した区域、関係集落 300 戸についてアンケート調査を配付させていただきました。その中で 256 戸、非常に 85.3%という大きな良い回収率をいただきました。その中で、アンケートの結果ですが、まず、ため池の改修工事の認知度を調べさせていただきました。「知っている」というのが約 60%、「知らない」というのが 40%、ちょっとこの辺、少し課題が残るかなという感じがします。ちょっと内訳として地域の方にも聞きました。そして、そこに会社とか、ある職場の方にも少し聞きました。やはりそうすると職場の方の認知度、少しやはり低いという感じがします。それと、次に、「改修して災害の心配がなくなりましたか」という聞き方をしました。少しちょっと後で思ったんですが、回答の事例が悪かったかなと思ったんですが、「安心」という方が 38%、「少し不安はある」という方が 42%、それと「不安変わらない」というのが 1%、「分からない」というのが 17%ある。ですから、「少し不安はある」というのをどうとらえるかというところがちょっと微妙でして、ただ、「不安」、「変わらない」というのは多分改修しても何ら変わらなかった。それで、その前の「少し不安はある」というのは、少しは良くなったけど、まだ不安はあるよねというところになるかな。ただ、一定の評価をいただいとると我々は考えてます。だから、「安心」、「少し不安はある」を合計しますと 80%を占めておりますので、まず安心感は以前にましては増しとるのかなという判断をしております。

次に、農業面での効果です。農業面での効果につきましては「効果があった」という方が 58%ございました。その中で、用水量が多くなったとか、漏水が無くなったというご意見がやはり多ございました。あと「変わらない」「今までよりも悪くなった」というご意見もいただいております。「今までよりも悪くなった」というのは、そのご意見の中で下にち

よっと書いてあるんですが、水量が少なくなったとか、排水状況が変わったというようなご意見いただきました。水量が少なくなったというのは、先ほどもありましたように堤防を前に盛土しましたので、多少やはり溜める量が少なくなったと感じられとるのかなというようなふうに思ってます。

次に、農業以外の面でどのような効果がありましたかというところを聞きました。そうすると、やはり具体的には安全になったとか、きれいになったというご意見、効果があったという方はいただきました。あと、ほとんどが「分からない」「今までと変わらない」というのが半数を占めておる。悪くなったというのは非常に少なかったということです。

それと次に、自然環境に対してどんな影響があったんだろうなということをお聞きいただきました。そうすると、「良い影響」が9%でした、それと「変わらない」25%、「分からない」が61%ということなんですが、ただ、その中で悪い影響があったという方も5%見えました。ホタルが飛ばなくなったとか、それとか水鳥が住みにくくなったですね、というようなご意見をちょうだいしました。ただ、今見てまいりますと、以前の水鳥の状況でいうのを見てない、確認できてないのであれなんですが、今、水鳥戻ってきてるのかなと。最近飛んできてるなというふうに考えてます。それと、ホタルについては、池にはなかなかホタルっていないので、その下流の水路を思われてこういうご意見書かれたかなというふうに考えてます。あと、今後配慮すべき点と改善すべき点が多かった意見です。自然環境に配慮した工事の実施、安全対策の実施というものが多くご意見としていただきました。これ後で課題として整理してございますので、後でご説明させていただきます。

あと、県民の意見です。今後、営農についての意見です。やはりため池、大きな目的は農業用水として使う池ですので、営農がどう考えてみえるかということをお聞かせいただきました。それで、「委託をする」という方が20%、今後。それと、「息子たちが継いでいきます」という方が17%、それと「自分はできるうちはするけど、後は未定」という方が69%ということで、ちょっと将来まだ決めてないという方が多ございます。これについても少し後で触れさせていただきたい。

次に、そしたら具体的にため池の堤防を改修したんですが、実際どうだったか。少し大規模な地震に対してどうだったかということです。台風21号、平成16年、宮川で亡くなった方もみえた・・・災害。津の市内でも相当な水がついた。このときの雨が24時間雨量で237ミリという、これは実は意外とこの地域はそんなに降ってなくて、20年に一度ぐらいの雨の量です。それに対しても非常に何の被害も無かった。この区域で。それと、亀山を中心として起こった地震、この地域、亀山地帯も震度5弱でございます。これに対しても、先ほどの杭等で変移を調べましたが、それも動いてなく安全であったという結果になっております。改修した効果は一応十分発揮されとるのかな、このレベルの雨に対しては発揮されとるのかなと思ってます。

先ほども申しましたように、自由意志による課題で自然環境に配慮した工事の実施と安全対策の実施必要やった。地域の営農ビジョンの策定が必要だ。それと後、やはりため池

を含めまして、営農といいますか、下流の農地も含めて維持管理体制に対する不安というのものもあるんだ。それと、もう 1 つ、ここには書いてございませんが、「分からない」「知らなかった。改修を知らなかった」という方が 60%とか、相当多かったというのも、ひとつ我々の工事を実施する中での課題なのかなと思っています。そしたら、これからどうしていくのかということなんですが、一つはやはり今もう既に始めておりますが、ため池工事にかかる希少生物と保全対策指針というの、我々の中で作りました。その中で専門家の皆様にアドバイザー委員としてなっていて、工事实施前のご意見をいただいて工法についてもご指導いただくというようなことでやってございます。

それと、将来にわたっての農地の保全ということなんですが、「クリエイティブファーム 椋の樹」という、こういう営農組織が実は平成 12 年度に設立されております。それで、この地域 170 町ほどの区域なんですけど、このグラフ見にくいんですけど、この 100 町ほどの方が作業受委託をされるということで、今はここが中心となって地域の農業の中心となっていくというようなことで活動してございます。

それと、3 番目ですね、農地・水向上対策、これ何かといいますと、これからの農地・農業用施設の管理体制どうしてくんでしょうという心配があったと、先ほどの課題で申しました。やはりこれからは営農組織なり担い手さんにどんどん集約していくとなると、やはり土地は持ってるけど農業はしないという方が非常に多くなってしまふ。そういう人が多くなると、少ない方でいけないというのなりを感じて考えなきゃならないということになる。ただ、その地域を形成しておる環境というものを少し考えていただいて、やはり地域全体で管理していく。また、見守っていくという体制を作っていくっていただきたいなというようなことを考えております。それが今三重県下で広く進めている農地・水・環境保全向上対策という活動でございます。この地域についても、できるだけこういうようなところもご説明しながら推進していきたいなと思ってます。

それと、もう 1 つ、ここにはないんですが、先ほど申しました、地域の中で 6 割ぐらいの方が工事を知らなかったというのが、非常に我々の大きな課題だと思ってます。このため池の工事だけではなくて、これから後で説明するほ場整備の工事なんかも一緒ですが、やはり工事をする前の計画段階、そして、工事をする段階で我々がやはり地域に入って、農業者だけでなく、自治体、広く広めていけば会社も動くかと思っているんです。もっと説明していく責任なりを負っていかなきゃならないのかなというふうに、今考えております。

以上、概要ということでご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。まず、この評価が妥当であるかどうか審議したいと思いますが、何かご質問ございますでしょうか。

(委員)

この一番最後のほうにクリエイティブファームの樹というんですか、集落営農の団体として認識すればよろしいんでしょうかね。それと、地域の生産者のアンケートの部分なんですけども、自分たちができるうちはやるけども、後は未定という県民の意見の4番ですね、このアンケートの時期と、このクリエイティブファームの樹さんのグラフありましたね。これどんどん利用集積計画が進んでいるという結果だと思うんですけども。これちょっと時間の差があるんですか。そのアンケートの時期と。

(農業基盤室長)

アンケートについては、今年取らしていただきました。それで、樹さんについては、12年度に設立されてどんどん集積面積が伸びていってるんですが、ただ、面積と人がなかなか比例しない。自分たちの食べる分だけ小さく作られてみえるとか、自分たちの野菜だけ作られてみえるという方がやはり一般的には多くなってきてますので、集積面積が大分進んではきとるんですが、人の割合からいえば、そのアンケートの結果のような割合になるという、そういうギャップなのかなと思ってます。

(委員)

そうですね。あと、これって結構三重県すべての地域地域の課題を示している結果だと思うんですけども。5年10年後の営農に対する課題というのをおっしゃったと思うんですけども、この辺をもっと具体的に示していただくことは難しいだろうけども、いろんな市場を踏まえて、本当にこの危機的状況にあると。特に利用集積計画に対しては、農地を利用するに関しては、もう本当に急務だというふうなことをもっと分かりやすく、数値化できないでしょうけども、そういう取組に対する何か今後の展開の部分、何か示していただければよかったのかなと。非常に難しいのは分かっているんですけども、この部分は。しかし、やっぱりそれは避けて通れない状況になってきていると思うんで。ちょっとそれ私の個人的な今後の事後評価の中でのまた今後の課題の部分をちょっと質問させていただきませう。

(農業基盤室長)

委員ご指摘のとおりでございます。その辺の課題、大きな課題になってございます。それで、三重県として、今農業、農村を振興していこうという条例を少し作ろうという動きをしております。その中で、当然条例があって、基本計画というもっと具体性のあるものも当然セットで作っていこう。それで、来年には条例を成文化したいなというふうな思いで作業を進めております。少し具体的な事情なりというふうなところでご質問をお示しさせていただけるのかなと思っております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

委員

(委員)

委員と似ている質問でもありますが、このクリエイトファーム棕の樹というのが今度 22 年度秋に法人化の予定ということで、今、その営農というんですか、なんか株式会社とか、いろんなところがどんどん農地や荒地を借り上げて、機械化してどんどん企業化していくというような動きがとても大きく動いてきていると思うんですけれども、これもそういう兆しの中の 1 つなのか。法人化されてという部分が。

それについてもう 1 つ、23 ページで定量化できない効果というところで 55 戸とか 41 戸とかあるのが、何軒に対して書かれたのか。23 ページに効果のところ定量化できない効果というのが Q7 となっているのかな。これの元の大きさとか、複数回答なのか、55、41 戸きれいになった。その下の施設の管理状況のところ、操作が楽になった 20 戸とあるんですけれども、これは棕本水利組合さんが直接に管理ということで、これはよく農業をされてるところに水利組合さんあって、それがどういう所属なのか。何か新しく開発するときとか、新しいところが入ってくる時に、そこにいろんな、文書ではないけど、ご理解いただかないとできないよというようなこともあるじゃないですか。だから、その水利組合さんのこれはアンケートの結果のことなのか。そして、こういう棕の樹さんみたいな新しくされていかれるところと水利組合さんとの関係はというか。だから、今後どういふうになっていくのかなというふうに思います。それがまず 1 個。

もう 1 つ聞きたいで、よろしいですか。

(農業基盤室)

回答者率は 247 戸から。

(委員)

さっき、250 で書いてありましたね、どこかに。一緒。

(農業基盤室)

ほぼ一緒ですね。その中で をつけていただいとる方にばらつきがありまして、この問 7 に関しましては、247 戸のうち、水漏れの心配が無くなった 36 戸というのが、それぞれ 36 戸、55 戸、41 戸、17 戸、7 戸であると。複数回答は一応括弧が 1 つしかありませんので、1 つしか書けないようにはなってますけど、複数書いてもらっておる方もおみえになりま

したので、ほぼ一般の方は1問について1個の意見を書いていただいております。

(委員)

農業を全部やっていらっしゃるわけではない、250は。

(農業基盤室)

ないですね。

(委員)

きれいになったとか、そこら辺がね。分かりました。

それから、もう1つ、水利組合とこういう法人化されるのは

(農業基盤室長)

法人化されとるのは、この場合はまた地域の方が法人化されてます。今のところ、そういうのが多いです。外から入ってみてそこで法人化とういうのはなかなか無いかなと思います。今のところですね。ただ、将来は分かりませんが。ですから、その水利組合についても、この法人化の中に水利組合があるというイメージを持って考えていただければいいかなと。

(委員)

分かりました。じゃ、非常にうまくいってて、管理は水利組合さんがこれからもずっとされていくというところでうまくいっているということですね。この施設。

もう1つ、21ページの事業の効果のところで、すいません、たくさん聞いて申し訳ないんですけど、費用対効果分析のところで、2.59とあるの、これはB/Cのことなんです、これは。B/Cは対災害と投資ということで出すんですか、こういうため池のときは。先ほどは道路だったんですけど、いろんな算定の出し方プラスしてたんですけど、これはこの1点だけで比べていくという、そういうことなんですか。

(農業基盤室長)

そうですね、こういう防災対策の事業になりますと、災害の効果、災害を防止するというための事業ですので、こういうように出してます。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

ちょっと私から伺いたいんですが、パワーポイントでいうと、4ページ開けていただいて、横山池の付近の地図ということですね。この断面の構図が私ちょっと分からないんですけど。要はここが高くて、ここが自然で流下して水が入って、ここを堤防で水を堰き止めているようなイメージで、ただし、この堤防が無いとしても、ここは堀込みみたいになっとなって溜まるというような形でよろしいんですか。ここが高い堤防になって止めとるわけですね。ここの上から流れてきたのを止めとるわけですね。堤防があるからこの辺の地盤よりも高い縁まで水位が上がるということですね。これで地震のときにこれがもしも壊れたら、高い位置にあるものがこちらへ流れてくるということですね。

これで一番聞きたいのは、災害として地震を想定されているのはよく分かるんだけど、洪水というか、豪雨も入ってますよね、これ見たら。普通、土木用のダムであれば、ある程度台風が来るときに水抜いておきますよね。これ、そういうのはできないんですか。

(農業基盤室長)

取水施設がございますので、そこから抜けるんですけども。被害の考え方としては、台風時に余裕がある場合じゃなしに、地震で決壊した場合の被害を想定しておりますので、常時満水であるとの状況での被害でございます。

(委員長)

実際には台風で溢れてしまうというような被害はないんですか。

(農業基盤室長)

そうですね、農業用のため池ですので、水を使うときには当然ながら水を溜めておきたい。当然水が足りないもんでため池をつくっているんで、そのときに例えば台風が来る、さあ抜きましようといっても、なかなかこれだけの量をそしたら一晩に抜けるかということが1つと、それと、抜いちゃったけど、あれ台風反れちゃったということ、稲が作れない状態になっちゃう。それが1点と、先ほども申しましたように、溢れてきた水を流す余水吐というのがあるんですが、その辺の機能が十分であればいいんですが。それが非常に機能が断面も不足して老朽化もしとってなかなか機能していないという状況がある。ですので、先ほども申しましたように、被害額はその堤防が決壊したという被害想定をしていますが、台風のそしたら被害がないかということ、以前の現状ですと、やはり被害は起きたという、堤防から水が溢れちゃうという被害が起きたらと思うてます。それで、堤防から溢れるということは、堤防にとっても危ない。ひいては堤防が決壊する危険が大いにあるというふうなため池だったというふうにご理解いただいたらと。

(委員長)

分かりました。他の方向か。委員。

(委員)

今の話でちょっと質問なんですけども。ここの今の絵なんですけど、確か安濃ダムからどの程度が引っ張ってきて、この辺から水出していたような気がするんですけども。そういう意味ではここは洪水調整されていて、こっちに集水域に対して洪水は起こり得ないような気が私はしてたんですけども。そういう意味では、この辺の余水、特にこの辺もあんまり洪水災害について防災用にはつくられていないのかなという気がしたんですけど。そのあたり、いかがでしょうか。

(農業基盤室長)

ご指摘のとおり、安濃ダムからの水もその中へ入れております。ただ、流域も相当抱えております。53haぐらいの流域を抱えております。ですので、台風時期にも水は来る。それと、先ほどもありましたが、地震対策ため池防災工事という名称になってございますが、基本的にはやはり地震のときに堤体が危ないというところがあります。

(委員)

基本的に防災のための事業ということで分かりました。

あと、これ工事が終わって、このあたりですとか、結構水田から小麦の畑に替わったような気がするんですけど、そうすると、事業の効果で平成21年度の評価時点で、例えば作物とか農地とかというのは、これは工事終わった後で水田から小麦に農地転用された状況での評価になってるという解釈でよろしいですか。

(農業基盤室長)

今、比較を出しましたが、ご指摘のとおりでございます。上が計画で下が現在です。そうすると、水稲は多少減った。その代わり大豆が相当増えておる。そしたら、小麦無いじゃないかという、これ実は小麦も相当あるんですけど、被害額を算定するときには、小麦の時点、大豆の時点、どちらか大きいほうを取ることになってございますので、今は大豆のほうで取らしていただいたということでございます。実際小麦も当然たくさんあります。

(委員)

小麦よりも多いんですけども、大豆のほうがもっと多くという。小麦はこの中に今のところは入っていない。

(農業基盤室長)

はい。

(委員)

じゃ、それも分かりました。それで、あと 1 点なんですけど、標準断面図のところなんですけども、漏水というのはこの地表面に出てるこの堤体のこの辺りからの漏水ということで工事をされて、実際にこちらが水溜まる受け皿のほうで、更にここに堤があるんですが、池の中のほうにも新たにこういう構築物をしてるんですが、これをやったときにアンケートで水量が少なくなったというお話がパーセンテージであったと思うんですがどの辺りの住民さんから出てたのかと思ひまして。ていうのは、結構この辺りの漏水が当然堤防決壊するので怖いんですけども、ここを抑えちゃうと、この辺レキ層なので、地下水というものが抑えられちゃうと、割と離れた下流域の井戸を使われてる苗木畑でやっぱり多いところですけど、あの辺のむかしからそういう水位が下がったりとか、そういうクレームは地域からこれの延長なんじゃないかなという気がしたんですけど、そのあたりの評価というのはされてるんですか。

(農業基盤室)

水位が下がるというか、アンケート結果の「悪い点」で水量が少なくなったという書き方になってましたので、盛土を先ほど説明もしましたが、前に張り出してありますので、ため池自体の堤体断面積は増えて、池の面積は減ってるんですが、貯水量が少なくなったというような結果を言われておるといふふうに解釈しております。ため池の貯水量が従前に比べて減ったというご意見でしたので、そういうことでございます。

(委員)

なるほど。そんなに見た目、結構変わるぐらい、一回りぐらい小さくなったりするんですね、そしたら。

(農業基盤室長)

この前にこれだけ張り出すんですね。それが 1,200m ああいう状態になるということで、池の水に困るとる地域ですので、そういう方から見ると、やはり少しでもというのは農業者の心理としてたまに聞くご意見ですね。

(委員)

ちょっと心配したのが、そういった意味で、池の底もどうなってるか分からないんですけども、こちらからの地面の漏水もあるとは思いますが、ただ、この部分の穴をおさえても、実際に地下水に仮に影響及ぼす範囲というのは、たかがしれてるような気もするん

ですけども。実際にこんなのもあったり、この下流域で水田が畑地に、大豆と麦にされたりしまうと、トータルで考えると、そのあたりのこの辺、志登茂川の流域の下流域になってる辺りだと思うんです。そうすると、全体的に農業形態が変わったりとか、あまりこれが顕著に入っていると、割とすぐには出ないんですけども、数年後とか数10年後を考えるとすると、どこかで水に影響でるんじゃないかな、そんなことを心配したもので、どの程度それで地下水の水量が変わってきたのかこの辺の工事前と後でモニタリングか何かされているのかなと思ひまして、その辺、押さえてないですね。もしもあれば教えていただきたいなと思ひますが。

(農業基盤室長)

申し訳ございません。そこまでちょっと影響というのは井戸を使ってみえる方なのかなと思うんですが、そこまでは積極的な調査というのはしてないんですが、アンケートはこの周辺300戸でしたか、に配付させていただきましたので、そういうのがあれば上がってきとるかなというふうには予想されます。今のところ、無いのかなとは思っております。

(委員)

その300戸としては大体被害想定図に書かれている高速道路の西側の横山池の辺りまでということで。分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

これから次に進みたいと思うんですけど、2時間経ちましたので、午前中に全部終わるつもりではおりますけど、5分だけ休憩とって、その後、ほ場整備のほうに進みたいというふうに思ひますので、事務局よろしいでしょうか。それでは5分だけ休憩取らさせていただきます。

(休憩)

(委員長)

では、次の説明お願いいたします。

(農業基盤室長)

それでは引き続き、ほ場整備事業 漕代地区のご説明させていただきます。2でございます。前回は説明させていただきました。松阪市の東部、明和町に隣接したところでございます。櫛田川と菟川という明和町との境を流れている川がございます、この間に囲まれた肥沃な平坦部です。近鉄の山田線が中央部に走っています。それと、県道鳥羽松阪線が走っております。穀倉地帯でございます。

それで、まず、事業の目的でございます。今、課題という欄がございます。農地が小さ

い、非常に小さい農地で、1反も無い農地が多ございました。それと、農地が不正形、真四角じゃなくて丸とか、道路幅員が狭い。それと、大きいのは導水路で蛇行ということで、非常に排水が汚い。用水と排水を同じ水路からになっておりますもので、用水は高いところからしか田んぼに流れませんので、田んぼの排水がなかなか汚い。水はけが悪いという田んぼでございます。そうすると、何が起こるかという、水田はできるんですが、麦とか大豆が植えられない。先ほど、委員からお話がありました、麦がたくさん増えましたね。ここは、ですから水稲ばかりで麦が植えられない地域だったというところでございます。それを事業をし区画整理をして 100m×100m、1町を半分ぐらいに区切ります。それと、あとは 100m×30mという区画もある。あと、道路と排水路、用水路等を整備します。用水路についてはパイプライン化して省力化をするというようなところがございます。そうすると、どうなるかという、水田が乾くようになります。そうすると、水田に麦とか大豆も植えられるようになる。ただ、ずっと麦とか大豆を植えるのではなくて、水稲を植えて、明くる年に麦、大豆を植える。そしてまた水稲を植えるというローテーションを組めるようにということです。それと、農作業が効率化でき、管理も省力化できる。そうすることで何が起こるかという、やはり先ほどの棕の樹ファームではございませんが、ある担い手さんなり集落営農なりへ農地を預けることができる。預かっていただいてもペイできていく効果ということで、担い手への集積、担い手の育成に最終的には効果があるというようなところがございます。

次に計画平面図ということで、全体の図面、平面図です。平成5年から15年まで11年間にこの区域、274haを整備しました。全体事業費が53億6,000万円というところで、事業の負担としましては、国が50%、県が27.5%、それで、松阪市が7.5%、地域の農業者の方が15%という負担割合になってございます。一般的な構造図です。道路は4mから5m。また、幹線となる水路は2mから2m60cmの幅で、高さは1m30cmのコンクリートの水路。それで、用水路につきましては、幹線はコンクリートなんですが、あとは支線はパイプ、すべてパイプで自動給水栓というようなもの、水量を感知して自動的に水が入りするような施設も造っております。あと、排水路についてはプレハブの柵渠です。

次に、事業実施前と事業実施後の航空写真です。ちょっと見にくいですけど、見ていただいで分かるように、非常に大きな田んぼが増えたというのがお分かりいただけるかと。

次に、費用対効果です。これにつきましても、基本的には作物の単価が下がった。また、麦・大豆がやはり増えたということが大きな影響を及ぼしております。それで、効果は7種類ございます。まず1つは作物生産効果、営農経費節減効果、これについては後で詳しくご説明します。大きな効果です。それと、維持管理費節減効果。これは逆に ということはたくさん維持管理費にかかるようになってきました。何かというと、パイプラインにしましたので、ポンプとかを付けました。ですので、ポンプにかかる維持管理費なんかやはりちょっと増えちゃうということです。それで、更新効果。更新効果は水路とか道路が新しくなるという効果。それと、非農用地等創設効果、機械格納庫ですが、用地などの

創設ですね。それと、文化財発見効果。文化財がありました。それを記録して保管した、この事業でということ、文化財をきっちり保管したよという効果。それと、地籍確定効果。非常に昔の農地というのは登記簿と合わないというのが多ございます。それをきっちり測量して確定したという効果です。

そこで妥当投資額としましては、年総効果額、1年間の総効果額としては21年度時点では3億7,205万2,000円。それを妥当投資額、34年の平均の耐用年数がありますので、34年に換算しますと、66億3,199万6,000円ということで、事業費で割りますと1.04という投資効率B/Cになります。

次に、先ほどもありました主な効果の作物生産効果について少しご説明します。これはどのような効果かといいますと、以前は、先ほども申しました水はけが悪い水路だった。それを水路を下げることによって水はけが良くなった。ということで、稲だけじゃなくて、麦とか大豆とかそういうものが作れるようになったということで、当然ながら、そういうような物の収量も増えたというところの効果でございます。この緑の濃い部分が小麦を作っている部分です。非常にたくさん、これ18年度なんです、44%、田んぼの中の半分ぐらいが小麦作っています。ただ、ずっと小麦を作るわけではなくて、来年は水田になる。これがまた今の水田のところ、また小麦を作るというようなローテーションを組んでやっております。それで、これが作物別の面積です。見ていただくと分かりますように、15年から20年にかけて水稲が減りました。それは何かというと、やはり小麦・大豆が作れるようになった。また、非常に国の施策として小麦の自給率が14%、大豆の自給率が6%で非常に低い。それで、昔でよく言う転作ですね、転作の奨励金を渡しながらか小麦・大豆に替えていきなさいという施策をやった。それもあって水稲が減った。ただ、要はこれができたというのは、やはりこの事業で水はけが良くなったという効果だと思うんです。

次に、その作付け状況を小麦・大豆とか菜花、ブロッコリー、花等を作付けしています。

それと、次に営農経費節減効果。大きな効果の2つ目、営農経費節減効果です。昔は区画が狭かった、道路が狭かったということで、非常にやはり稲を刈るにしても小さい区画でちまちまと刈りますので時間がかかる。効率が悪い。それが広くなった、道路が良くなったということで効率が良くなったということでございます。ラジコンヘリによる消毒なんかも実現できたということです。

あと、そしたら、実際労働時間本当に減っているというのを少し調べました。格段に減ってました。5年と20年を比べますと、水稲では5年が381時間、20年が80時間/1ha。約5分の1。小麦なんか6分の1、大豆なんて10分の1に作業時間短縮されました。こういうような、実は聞き取りのデータなんです、もあります。

それで、前回概要説明のときに委員から、ご質問いただきました、この地域の担い手ってどうなってるんでしょうね。将来、整備はしたいいいけど、それ本当に利用されていくんですかねってことだと思ってます。ほ場整備に伴いまして、平成8年、実はここも「漕代営農組合」という、この地域全体が組合員、373名が組合員という組合を設立しまし

た。ここでもう田んぼを私は作らないという方は、ここへすべて預けるといふ地域の合意の下にやっています。それで、実際作業する方はどれだけいるんでしょうかということで、オペレーター組織というものを作りました。これが4名です。これは地域で担い手、営農をきっちりやっていただく方を育てていきましょう、地域の応援の下に作った組織というふうに考えていただけたらいいと思います。そしたら、担い手はいるけど、将来どうなるのという話なんですけど、後継者を少し調べました。オペレーターさんとして農作業をして、担い手さんが4名おみえになるんですが、その内の3名は30代と20代の後継者さん、もう既に今、実はオペレーターとして作業をされています、がおみえになるということで、これから後数十年はこういう方々が中心となるのか。それと、先ほども申しましたように、地域で担い手をつくってほしい。それは地域の合意の中でつくってほしいというような取組もされています。

これが受託面積、水稲については非常に伸びていっております。この先ほどの営農組合のほうに任しちゃうわ、水稲の作付け任しちゃうわという方。小麦と大豆についてはほぼ横ばい状態になってきましたが、大豆が多少増えてきたという状況です。

次に、農地の集積率です。率で表しました。率で表すと、5年の採択当時は2.6%という非常に小さい率だったんですけど、営農組織もできましたので、そこから飛躍的にやはり伸びました。今現在でも81.3%という大きな集積になっています。色のついた部分が集積されている。ほぼ80%ですから、そうなるんですね。それで、集積するのはいいけど、そしたら、先ほども申しましたどんどん少ない担い手さんで施設を管理するというのはなかなか難しいと。ですので、やはり地域で施設は管理しましょう。ここは実はそういう組織もできました。農地・水・環境保全向上対策というような事業に取り組みまして、「漕代クリーンネット21協議会」というのを設立しました。これは先ほどの営農組織とはまた別に、もっと農業をやっていない方も入っていただいた、非農家の方も入っていただいた。地域の方で自分たちの施設なり水路、農地を守っていきましょうという活動です。当然非農家の方なのでお入りいただくかということ、非農家の方も自分たちの出した生活排水は排水路へ流れていく。ただ、ここを農業者ばかりに管理していただくのもどうなのということから、地域をみんなで守ってほしいという活動でございます。当然施設を管理するだけじゃなくて、いろんな景観的なもの、学校教育との連携等々にも取り組んでございます。

次に、事業の環境面への配慮ですが、ここはやはり農地を完全にブルドーザーで押しちゃいますので、そこに住んでいる生き物がどうなるかというのが非常に心配なところです。それで、今年8月に実はどれぐらい戻ってきているかなというのを調査しました。そうすると、メダカとかドジョウとかタイコウチというものは確認されました。ただ、やはりアンケートの結果では動植物が減ったなという回答がやはり半分ぐらい、49%ございました。そこら辺、後でもご説明しますが、これは一つの課題だと思っています。

次に、住民の意見を聞くためのアンケート調査の結果をご説明します。これは地域の方々、

非農家も含めて 588 戸に調査しました。そのうち 408 戸、回収率 69%ございました。農業の委託状況を聞きましたところ、すべて委託しているという方が 26%、一部委託 31%と合わせて 57%の方が委託されとる。ただ、受ける組織はありますので、できなくなった方はそちらへというようなシステムになっております。

農業面の効果です。農業面でどんな効果ありましたかというご質問で、それを目的とやっておりますので、これが少ないと、ちょっと我々も寂しいんですが、効果があったというのが 93%いただきました。特に多かったご意見がやはり維持管理が楽になったなあ。それと、作業が楽になったなあというのが多ございました。その反面、ちょっと効果が無かった理由としては、畑の水はけ、ちょっと思ったより良くならんだなと。それと、やはり経済負担、先ほども申しました 15%の負担をいただいておりますので、負担は大きかったというご意見がございました。

それと、農業以外の効果では、90%がやはり効果がありましたね。その中ではやはり道路の通行、それと土地の名義関係、昔は口頭で貸したりみたいなのもやってたんですが、やはり権利関係が明確になった。それと逆に少し効果が無かったと。一般車輛が多くなったなあ、危険だなというのと、先ほどもありましたが、排水路悪くなったなというご意見もちょうだいしています。

次に、環境への影響です。動植物については、先ほどもありましたように、やっぱり減ったというご意見半分いただいております。半分は変わらないが半々のご意見です。樹木が伐採されたこととか、要するにパイプライン化でやはり魚類や水生生物が減少したなあというご意見いただきました。それと、地域の水質については、良くなったとおっしゃる方が 26%、悪くなったが 10%おみえになります。それと、変わらないというのが 64%。それは生活排水の処理とも関係もあるのかな、集落排水の仕組みとも関係あるのかなと思います。それと、地域の景観については、良くなったが 59%ですね。それに対して悪くなったが 11%というような評価をいただいております。この事業だけじゃなくて、先ほどもありました地域を良くしていこうという活動も生まれてきましたので、その評価も少しいただいたかなというふうには思っています。

次に、施設の管理状況です。やはりこれが一番これからの課題になってくると思ってます。今のところ、よく管理されているという 60%をいただいております。ただ、あまり管理されていない 9%、ちょっとやはり気になる数字です。この数字をどうにかしていかないとかならないなと思っています。少し後でまたこれについては触れさせていただきます。それとやはり今後の農業です。これについても、自作する担い手に貸すというのが合わせて 61%ありました。やはりこれは農業ができなくなったら、もう営農組合へという意識がやはり大分定着してきとるのかなと思っています。

それで、今までの主な意見、どちらかというとなガティブな意見と、これからの対応でございませう。ある程度、アンケートの結果を見ますと、効果は認めていただいたかなと。それとやはり環境への配慮。それと、もう 1 つは維持管理を含めた今後の農業に対してど

うしてくのかなというところがやはり気になってるところと思います。それで、1つは自然環境や景観に対する配慮ということで、先ほどもご説明いたしました、今、実は指針を作りまして、アドバイザー委員会ということで工事に入る前にそういう景観も含めた専門家の皆様のご意見いただいています。それで、お入りいただきながら、広報についても少しご相談させていただいております。そのようなこと、もう1つはやはり地域に理解していただくというか、地域との合意の中でとり進めるというところが、今これから進めていこうというところでございます。それで、一般交通量が増加して危険になるとか、説明を十分にし、広く意見を進めることというようなことで、それぞれの対策はあるんですが、基本はやはり我々は整備だけをする農業者と話すというんじゃなくて、地域の少し幅広い方々と話して計画を作って、やっぱり工事をする中でもその地域と話をしていく。こういう姿勢、やはりハード整備だけじゃなくて、そういう姿勢を持ってしていくべきというふうに考えております。

あと、景観に向けての部分だけ少し特出しして、これからの対応ということで入れさせていただきます。先ほども申しました、事前に調査して、それで有識者検討会開いてやっていく。もう実は実際、今年新規の地区ございますが、これをもう進めております。それとアドバイザー委員会という委員会を開催して、発表しながらご意見をいただいて、やはり実際に工事に反映する。実はこのような工法、排水路、コンクリートの排水路なんですが、テーブルも出るような対策を今検討している。これも検討している段階。それと景観につきましても、今まであったこういう木を残していきましょう。残す区間もやはりエリア設定していきましょう。ただ、当然地域の方とのお話し合いの中で合意を得ながらという部分を考えております。

以上、少し早口になりましたが、ご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。この評価につきまして審議をしたいと思いますが、どなたかご質問はございませんでしょうか。

先に、では私から質問させていただきますけども、事後評価書を見ると、全 588 戸にアンケート調査を実施したと書いていらっしゃるのを見ると、今の漕代地区ですか、ここのほ場整備事業をされた漕代地区の中の 588 戸にアンケートされたということですよ。これ見ると、その中に農家が 148 戸で書いてあるんですが、この農家というのは実際に農業を自分でされてる方ですかということをお聞きしたいんですが。というのは、4 人の方に集中しているわけですね。そうすると、それ以外の 140 いくつの方は小さなところを兼業で自分でやってらっしゃって、それで政策としては最終的にはその4 人なりのところにもうちよっと集めようとされているんですか。

(農業基盤室長)

実は先ほども条例を作っているということを言わせていただきました。県の施策としては、当然産業として成り立つ農業をしていかなきゃいけないというところがあります。ただ、そしたら全部をそこへ集めるのか。ただ、この地域ではおじいさん、おばあさんが朝採れた野菜を産直の市場というか、農協の施設、きつするとかあるんですが、そこへたくさん持っていかれてみえるんですね。ですから、当然そういうようなところは大事にしていかなきゃいけないと思います。それと、また自分たちの米は自分で食いたいな。そしたら、作業だけ、例えば田植えだけやってください。それであと管理、草刈、自分でやるわという方もみえます。ですので、自分たちでやりたいという方はやはり自分たちでやれる組織にしなきゃならないな。それが集落営農だと思っています。ですので、その集落集落で本当はお決めいただくというのが一番あり方なんだと思っています。ただ、方向としてはそういう方向はお示しはするんですけど。この地域はそういう方向に向かっているのかなとは思っております。

(委員長)

ありがとうございます。委員の方、何かご質問はございませんでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

1つ確認なんですけど、作付面積耕地利用率のところなんですけど、44%が小麦畑というお話だったと思うんですけど、それを水田とローテーションをしますよという話なんですけども。そうすると、事後評価、平成20年度時点、それから21年度時点でやられてるんですけども、年によっては小麦畑の比率が変わったりですとか、多少は年によっての比率の違いがあるということでしょうか。そう解釈してよろしいでしょうか。

(農業基盤室長)

実は先ほどもありました経営所得安定対策という、今、要は転作の制度ですね。国の転作調整の制度なんですけど、強制ではないんですけど、4割ぐらい転作してくださいねというのを市町さんなりからお願いがあります。それで、この地域については、そういうものを協力しながら、当然補助もいただけるわけなんですけど。ですから、毎年大体こういうような率で回していこうというふうになっております。だから、多少のでこぼこはあるんですけど、来年は20%というのはなかなか考えにくいかなと。

(委員)

分かりました。そのときに農業面の効果で畑の水はけが良くなってないですとか、そういう悪かったとした人がいたり、逆にいいと感じる場合もあるんですけど、そのアンケート

をした時点で、たまたまこうでしたよとかってというのが全体の何年かあって、その年の状況だけが反映されてるといふことも、当然これはあるといふことですね。

(農業基盤室長)

委員おっしゃるとおりでして、その年の1年だけをとらえてアンケートを書かれた方もあるんかと思ひます。ただ、完成してから5年経ってますので、5年を評価されとる方も当然あると思ひます。そちらの方も多いんだらうと思ひています。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員。

(委員)

今回の報告を見てもみますと、環境の配慮といふところで、こういう事業の中にいろいろなことをされてるなといふのが、見させていただいて感心しました。そういう農業に関わらないような人たちも交えて、なんかいろいろな調査をされたり、検討されたりとか。あと、すごいなと思ひしたのは、最後のほうにあった、環境配慮で木を残すといふような、在来の雑木を残していくといふようなことを、景観的にもすごくいい感じだなと私は思わせていただいた。昔の感じも残しつつも、すごく働きやすい環境をつくっていくといふ、これをもっと地元の農業に携わっている人以外の人に見てもらうために、すごく難しいことかもしれないですけども、最近エコツーリズムとかいって大変はやってますよね。エコツーリズム協会とかいろいろ作ったり。伊勢志摩のほうでは、それが最近観光ですごく盛んになってきてるんですけども、このあたりが観光になったのか分からないんですけど、せめて地元の農業に携わらない子どもたちとか、周辺の小中学生たちにこういうようなところに来てもらうきっかけをつくるようなツアーをつくって、学校なんかで来てもらうのが一番やりやすいとは思ひんですけども、無理だったら、夏休みとかそういう期間に来てもらって、農業に慣れ親しんでもらって、もうやってるかもしれないですけども、もっと農業に関心を持ってもらって、それを行く行くは後継者へつなげていくといふような形を取れたらいいのかなと思ひて、これを運営したら、こんなところで農業できるんだしたら、すごくいいなと私は思ひたので、そういうようないい環境をつくりつつも、それをやっぱり見せていくといふこともしていったらどうなのかなといふ、そういう思ひつきなんですけれども、そういう農業と環境と観光といふようなところをつなげていったら、南のほうでは棚田の体験みたいなのがあるような形での方向に特化したようなものがあたらいいのかなと思ひました。

(農業基盤室長)

ありがとうございます。先ほどのお断りというか、先ほどの木を戻そうというのは、ここではできなかったの、別の地区で今進めているところです。

それと、もう1つ、やはり都市との交流、子どもたちの交流というのは非常にやはり重要だと思ってます。やはり今、農業を理解していただかなきゃいけない。アピールしていかなくちゃいけないと思っています。

それで、実は先ほども少しありました、農地・水・環境保全向上対策という事業にこちらは取り組んでいます。それで、「漕代クリーンネット21協議会」、これは農業だけを考えるんじゃなくて、当然農業を中心として、その地域をどうしていこうかという活動です。ですから、この協議会の中では、地域の老人クラブの方、当然非農家の方もお入りいただく、小学校もお入りいただく、そういう多様な主体がお入りいただいた中で、地域をどうしていこうか。ただ、あくまで農業を中心とした地域をどうしていこうか。その中で都市との交流もやっぱりやっていきましょう。ただ、まずは地域の足元を固めていこう。子どもたちに来ていただく、地域の人に来ていただく。ですから、先ほどのような木も移植すると。それにはやはりこういう中での合意があって、管理も自分たちでやっていくんだよという合意の下にやはり進めていかなきゃならないかなと思っています。そういう中でやはり他の地域との交流も進めていくのも必要だと思っております。ありがとうございます。

(委員)

昨日、私ちょっと地元のほうでエコツアーの会議に出てたので、エコツーリズムとは何かというようなことを話していたときに、地球規模で考えるよりも、もっと地域であるとか、地域の中で根付いている文化であるとかっていうものを、もっと地元の人を中心に、そこの人たちにも発信してかないといけないのということを書いてたので、そこに住んでいる人たちがどういう環境で育ってきてこうなっているのかということ、やはり知ってもらおうということを含めると、漁業とか海とかという部分も、農業でもそういうのが絶対あると思うんですね。そういったものをもっと見せていくという、知ってる人だけが知ってるんじゃなくて、もっとPRをしていくという形をとっていくと、文化とか歴史とかっていうようなところ、環境だけじゃなくって、いろんなものが重なり合って、本当に素朴なことなんですけれども、そういったものをひろげていくと、いろんな面で、農業に携わらなくてはいけないというわけじゃなくって、地域として農業を中心に地域を考えるという形だったら、本当になおさらそういうものをどんどんアピールしていただきたいなと思います。

(委員長)

委員お願いします。

(委員)

正に今委員が言われたように、農業というのは伝統も文化も環境もすべてそこから発信できるすばらしいものですので、実際、こういう事業によって本当に営農組織が広がって、荒廃地のないようにしていけたら、理想だと思います。

それと、もう1点は来年度から中学生の家庭科か技術の中に、生物育成か何かそういう授業が文科省からもきっと通達来てると思うんですが、そういう中でもこういう農業をとおして、環境とか生き物に対する保護をする。自分たちがこういうものから恵みをいただいで生かしていただいているというのを、また、そういう委員さんの方に言っていただいで、中学校の课外授業のときなんか、ぜひ利用していただくように働きかけしていただけたら理想かなと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

委員をお願いします。

(委員)

1つ教えてください。この整備事業をした結果、そこで採れたお米は等級が上がったとか、それから、確かに広い田になったけど、まずい米がようけ採れたんやったら、なんにもならないですし、それから、1等米だとか、反当りいくらとれたとか、ここの米は伊賀米みたいにうまいでという、名前が通るようになったとかなんとかというのはどんなふうです。変わらんやったら、やっても同じですよ。

(農業基盤室長)

実は当然反収、反当たりたくさん採れるようにはなりません。ただ、米の1等米、2等米が増えたというのは、申し訳ございません、以前とデータ比較がないもんでできないんですよ。ただ、ここ明和町と近くて、御糸米って、よくうなぎ屋さんの米に使われたりもしますが、そういう地域。うなぎ屋さん、御糸米ていう、上御糸、下御糸ていう、なにかここも隣接する地域なんですけど。うなぎ屋さんはおいしい米しか使わんということもよく言われますので。そんな米にも使われるといふようなところで、決して品質が落ちたということはないと。

それと、やはり大きな理由としては、先ほども申しましたように、日本全体の小麦なりの自給率が16%とか、そんな状態になってます。それと大豆も16でしたかね。14と16%。それで、やはり今まではそれが作れなかったという状態にあります。ですから、大きいのはやはりそちらのほうも大きいかな。4割ぐらいがそういう物も米と併用して作れるようになった。そればかりじゃないんですけど、米を作って大豆を作って、米を作って麦を作って大豆を作って米を作るといふようなことができるようになったというのがやはり大

きな効果だったと思います。

(委員)

大豆が採れるとか小麦が採れるのは分かります。でも、その米がうまくなったのか、まずなつたのかというのが聞きたい。

(農業基盤室長)

申し訳ない。そこまで調査したデータがございません。

(農業基盤室)

今、漕代の営農組合の活動計画の中にも、「漕代米」ということで、消費者ニーズに直結したような米作りをやるような研修会等も開いてて、営農組合としてやはり漕代のおいしい米を消費者に渡そうというところで、今、現在進行中ではございます。

(委員長)

委員お願いします。

(委員)

これは非常に大きな地域ではなく、狭い地域でなんかうまく運んでいるなという印象がとともあります。国の経営所得安定化対策というのを使得、この地域の方々はどうですかというふうに呼びかけたのか。地域の方々がやりたいとおっしゃって、転作を含め農業の改善を収入の面でしていきたいということで、今、20代とか30代の方が4つの担い手の中では3件がされてるということで、非常によろしいかとは思いますが。とても見本みたいな形だなというふうに思うんですが、漕代営農組合さんというのは4人のオペレーターがいらっしゃるということで、これ見ると、全体事業費が53億6,000万円。そうすると農業者が15%でしょう。いくらぐらいでしょうか。8億円ぐらい持たないといけない。そのお金、農業者ってどうやって払うのか。いろんな地域でやっていけばいいとは思いますが、その制度の中で農業に関わる人が8億円払わなくちゃいけないとなったときは、それをまた何かに換算してるのか。将来にわたってこの大豆作ったら、なんか遺伝子組替うんぬんのところで国の大豆作ろうという施策ありますよね、国の。鈴鹿でもそんな地域ができたかどうかと思って、話するのもいいかなと思って。どういうふうにこういうお金の動きというのか、農業をしている4人の人たちがオペレーターが払っているわけではないんだろうとは思いますが。そういうところ辺はともうまく回っているんで、こういうのがいっぱいできるといいなと思って、ちょっと聞かせていただきたいんです。

(農業基盤室長)

委員ご指摘のとおり、この地区非常にうまく回ったモデル的な地域だと思っているんです。ただ、これ最初からそしたらこうやってやろうということで始めたかという、平成5年なんです、5年の当時というのは、担い手の集積率も2.8%でしたかね、全然進んでなかったです。ですから、個人個人土地を持つ人が個人でやっ取るという農業だった。ですから、負担金はその個人の方が払われますんで。それだけ出しても、1人に割るとどうなんでしょう、人それでも370名でございますから、ちょっと借金をして毎年返されていくというやり方なんです。ただ、それだけ出してもやりたいというのは、相当農業に対して愛着を持たれた方が多かったんだと思います。ですから、自分たちの米を自分たちで作って自分たちで食べていきたい。また、人に喜んでもらいたいという思いを持たれた方が非常に多かった。

ただ、その中で動力的に機械がなかなか入っていかないとか、田んぼの水も下手すると上の田んぼから水をいただくみたいな、そんな田んぼでしたので、やはり楽にはしたいねと。米だけでなかなか食べていけない。専門になっちゃう。そうすると、やはり楽にいききたいねということで、皆さんがまとまって始めた。ただ、国の政策もその中で経営所得の安定対策なんかも出てきて補助もいただけるようになって、その中で、そしたらやはり担い手へ集めていきましょうよという集落の中での合意ができてきた。そこで、そしたら、もうできない人はそこへ任すわっていう、それで少しでも預け賃ですね、例えば1反に当たり、2俵ぐらいのお米をくださいねというようなシステムができあがっていった。それがうまく回りだしたというのが現状だと。

(委員)

ありがとうございます。370名やと、200万円くらいだしてるんですね。だけど、非常に地域の皆さんがうまくまとまっているんでしょうね。お金出したのにどうのこうのというのではなくって、任せるわという形で。分かりました。とてもいい例なのかなと、そんなふうに感じました。ありがとうございます。

(委員長)

特に他によろしいでしょうか。では、ここで一旦休憩として昼休みに入りまして、13時に再開したいと思います。どうもありがとうございました。

(公共事業運営室長)

では、ありがとうございます。お昼の休憩に入りたいと思います。委員長からもございましたように、1時に再開ということで、よろしく願いいたします。

(休憩)

(公共事業運営室長)

それでは、再開したいと思います。委員長、引き続きよろしく願いをいたします。

(委員長)

それでは、審議を再開させていただきます。まず、砂防事業の説明をよろしく願います。

(河川・砂防室副参事)

三重県県土整備部の河川・砂防室の綱川と申します。よろしく願います。小高山、滝後川砂防事業の事後評価の審議に先立ちまして、三重県が進めております砂防事業の概要を説明させていただきます。

説明をさせていただく前に、前回の第3回委員会にて概要説明を行なった際の内容の訂正について先に説明いたします。砂防事業におけるB/Cの算定において、事業費及び便益の評価時点を、現時点の価値に換算して算出すべきところを、事業着手時点の価値としたことから、これを訂正をさせていただいております。

これに伴いまして、小高山につきましては、B/C 1.07 と前回説明させていただきましたのが、1.05。滝後川につきましては1.12 と説明させていただきましたのが、1.05 となっております。申し訳ありませんが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、三重県が土砂災害の発生しやすい条件にあるということについて説明をさせていただきます。土砂災害の原因といたしましては、地形、地質のような素因と、降雨、地震のような誘因がございます。その他、人家や田畑、道路など、資産の状況により、被害の大きさなどが変化するというふうにいえます。三重県は南北に細長い県土で、鈴鹿山脈、台高山脈から一気に海まで河川が流れる状況にあり、県の地形は急峻であるということから、土砂災害が発生しやすい状況にあるといえます。また、地質的にも脆弱でございます。山間地の河川沿いや山際まで迫った平地に人家などが立地し、土地利用の観点からも土砂災害の被害が大きくなりやすいといえます。また、降水量が多く、誘因の面からも土砂災害のおそれが高い県土であるといえます。

ここで主な土砂災害の形態について説明をさせていただきます。土石流、がけ崩れ、地滑りでございます。いずれも土砂が重力の作用により下方に移動することにより災害をもたらすものです。一番左側は土石流です。山が崩れたり、山の中の川、溪流に既に溜まっている土砂が、大雨などをきっかけに水と一体となって流れ下る現象です。その移動速度の速さと移動距離の長さが特徴です。今回、事後評価いただく2件については、いずれもこの土石流を対象としております。

次に、がけ崩れです。これは急傾斜地が降雨や地震などにより崩れるもので、家屋被害

だけでなく、人的な被害を伴うのが多い災害です。

最後に地すべりです。一旦起き出すと、なかなか止めることができず、長時間にわたってゆっくりと動いて影響が続くことが多い災害になります。このような土砂災害は年によって変動がございますが、全国で毎年 1,000 件程度発生している状況でございます。

今年発生した土砂災害としては、平成 21 年 7 月 21 日に豪雨により発生した山口県防府市での土砂災害がご記憶に新しいのではないのでしょうか。写真は真尾地区で土石流が発生したものです。老人ホームが被災し、7 名の方が亡くなりました。同じく防府市の下右田地区です。こちらは流出した土砂が下流の国道まで到達し、死者 4 名の被害をもたらしております。

三重県内でも過去に多くの土砂災害が発生しております。こちらは昭和 28 年の災害でございます。右下の写真の家の屋根とその前に横たわる石と比較していただくと、その大きさが分かっていると思います。次に、昭和 34 年に伊勢湾台風です。高潮被害などが知られておりますが、ご覧のとおり、土砂災害も発生して各地に被害をもたらしております。こちらは昭和 46 年の南部集中豪雨でございます。昭和 51 年、台風 17 号と前線による豪雨で発生した土砂災害でございます。昭和 57 年、台風 10 号集中豪雨による土砂災害でございます。平成 10 年以降、度々土石流が発生している藤原岳周辺の土石流の災害でございます。左上の土石流の発生経過をご確認いただきますと、その頻発している状況がご理解いただけるのではないかなと思います。平成 16 年の宮川での土砂災害でございます。昨年になりますが、平成 20 年の 9 月の土砂災害でございます。以上のように多くの土砂災害が三重県内でも発生している状況でございます。

このような土砂災害に対して、県は施設整備、警戒避難、土地利用規制の 3 つの施策により、土砂災害対策を進めてございます。施設整備につきましては、砂防堰堤等の施設整備などにより、人命、財産を直接保全するハード対策です。次に、警戒避難ですが、これはいざというときに避難していただき、被害を軽減するために雨量等の情報を市町に提供するなど、避難勧告などを通じて住民に提供するシステム整備などを行っております。土地利用規制は、そもそも土砂災害が起こりやすい地域における開発を抑制するようなソフト対策になってございます。三重県では土砂災害のおそれの高い箇所、土砂災害危険箇所は 1 万 6,000 ヶ所ほどあります。このうち、県が施設整備する必要がある土石流危険渓流につきましては、2,537 渓流となっております。

これら要対策箇所における整備状況についてご説明いたします。土砂災害から県民の生命、財産を守るために、県民しあわせプランにおきまして、平成 22 年度末までに土砂災害保全率を 25.6%に向上させることを目標として掲げてございますが、その水準はまだまだ低いという状況でございます。更なる努力が必要であると考えております。

土砂災害対策のハード対策として砂防・地すべり・がけ崩れに対する対策などが行われております。砂防事業といたしましては、砂防堰堤、床固め工や護岸工を含む溪流保全工などが代表的な施設として挙げられます。

ここで砂防堰堤の役割について説明します。1つ目として、左側の図になります。これは溪流を横から見ている図になります。土砂が溜まることで川底が削られるのを防ぐ効果と、勾配が緩やかになることで水の流れが緩やかになる効果があります。2つ目として中央の図、これは溪流を下流側から見ている図です。土砂が溜まることで山腹の下部を支える効果があり、山腹の崩壊を防止します。また、川幅が広がりますので、水の流れが緩やかになります。3つ目として右の図、溪流を横から見えています。一度に大量の土砂が流出するのを防ぎます。これについては、次の絵で説明します。砂防堰堤がないと、土石流は大量の土砂を巻き込みながら一気に下流に流れてしまいます。にいきますが、砂防堰堤を造りますと、上流からの土砂が次第に堆積していきます。堆積しますと満砂になり、いっぱいになります。の状態のときに大雨などにより土石流が発生した場合には、のように一時的に多くの土砂を溜めることができます。その後の降雨によりのように徐々に流下し、の状態に徐々に戻っていくということで、砂防堰堤は土砂が満砂になると効果もなくなると思われがちですが、このように砂防堰堤は、長期にわたり効果を持続するものでございます。

次に、溪流保全工の役割について説明します。土石流については堰堤により食い止めることで対策を図りますが、堰堤を整備するには谷の地形が必要です。このことから、谷出口から下流の溪流の川底や岸が削り取られて土砂災害が発生する恐れがある場合には、溪流保全工の整備を行います。

次に、整備率について説明を申し上げます。砂防の施設を計画する際には、流域の調査を行い、流域から土石流として出てくる土砂の量を推計します。このイメージが一番左の絵になります。次に、生じると考えられる土砂をどのような施設をどこに配置して整備するかを考え、計画を立案します。このイメージの一番右側の絵になります。実際にこの施設整備が完了した状態が整備率100%です。ところが、一時に施設整備ができない場合があります。そのような場合には、整備ができた施設が抑えることのできる土砂量、施設の効果を整備が終わった割合として示します。このイメージが中央の図です。この場合は整備率が70%という形になります。この場合には、その事業によってどれだけの効果が上昇したのかということをもB/Cに反映させるために、得られる便益に整備率を乗じ、費用に関しては、計画全体の費用ではなく、対象となる施設整備にかかった費用で除することで算出をしております。事業評価の対象としている砂防設備の効果は、家屋被害の軽減効果や人命保護効果などの直接的な被害軽減効果を計上してございます。

次に、三重県で発生した土石流に対し、砂防施設が効果を発揮した事例を説明します。平成20年9月2日から3日にかけての豪雨により、いなべ市藤原町の小滝川で発生した土石流では、整備済みの砂防堰堤、あるいは遊砂池におきまして土石流を止めることができ、下流の87戸の人家等には被害がございませんでした。こちらが土石流が溜まっている状況になります。また、同じときに大規模な土石流が発生しました菰野町の北谷におきまして、整備済みでありました砂防堰堤が効果を発揮し、約5万5,000^mの土石流を堰き止め、

被害を最小限にとどめ、大規模な土石流であったにもかかわらず、人的な被害は発生しておりません。左側の写真が土石流発生前の状況でございます。こちらが発生した後の状況でございます。

以上で、砂防事業の内容についてご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(津建設事務所 事業推進室長)

それでは、私どもが行いました一級水系雲出川水系小高山川・・・砂防事業について説明させていただきます。私、津建設事務所事業推進室の長谷川でございます。よろしく願いいたします。では、座って説明させていただきます。

小高山川は津市白山町二俣地内に源を発する普通河川で、二俣川を経て一級河川雲出川に合流し、伊勢湾に注いでおります。

続いて、流域状況について説明させていただきます。小高山川流域は周囲をゴルフ場に囲まれた青色枠で囲んだ範囲で示しており、面積は 0.51 km²でございます。流域のほとんどが山林で、溪流に沿って走る市道と、黒い三角印の治山堰堤 3 基が整備されている他に、土地の変化が見られる自然豊かな環境が保たれております。今回の評価対象となる事業は、赤い三角の印で示す堰堤 2 基と、その下流の溪流保全工です。また、当該事業に密接に係る二俣集落は黄色破線で示す範囲となっております。

次に、小高山川上流の状況ですが、ここ数年間に発生した新しい崩壊は見当たらないものの、山腹崩壊の痕跡が多数確認されております。既設の治山堰堤は堆積土砂で満砂となっております。また、溪流の平均勾配は 7 分の 1 と急流で、溪岸の浸食痕跡と不安定土砂や転石の堆積がいたるところで確認されております。このように小高山川の流域では溪流の荒廃が進行し、今後の大雨や地震などの影響により土石流が発生する危険性があります。

次に、事業箇所周辺の状況についてご説明します。小高山川から流出する土石流が被害を及ぼすと想定される範囲は黄色網掛けで示す範囲で、人家 9 戸、道路 300m、橋梁 3 基などがございます。一度土石流が発生すると、住民の生命や財産の損失を伴い、また、橋梁や道路が被害を受ければ、一部の住民は地域の避難場所である二俣集落センターへ移動することも困難となります。

次に、小高山川の状況を考慮した整備方針を考えます。1 番目として想定される土石流から人命及び生活基盤を保全することを目的として、砂防堰堤及び溪流保全工の施設整備を実施しております。2 番目は、緑豊かな周辺環境への影響を少なくするため、設置する構造物は、景観や水生生物や動物の生息に配慮するものとし、環境に馴染みやすい工夫をしております。施設整備については、この 2 点の整備方針に基づき実施しております。

事業内容としましては、平成 11 年から 16 年にかけて土石流の捕捉を目的とした砂防堰堤 2 基と、堰堤下流の人家連担地域の急な溪流について溪床勾配を緩やかにし、河道を安定させることで、洪水時の浸食防止を目的とする溪流保全工を整備しております。総事業

費は5億5,500万円でございます。

施設の効果としましては、上流域から土石流として流下すると考える土砂に対し、砂防堰堤でどれだけの量を止めることができるかの割合を整備率で表します。事業計画時点の調査で流域全体の不安定土砂は5万4,200 m³と算定しており、治山堰堤3基により抑え込まれる土砂を、計画施設整備前の土砂量を4,360 m³とすると、事業前の整備率は8%で全体で9割等の土砂は流出する計算になります。そこで、当堰堤の整備により、新たに4万9,840 m³の土砂が捕捉できることから、整備率は92%向上して100%となり、想定される土石流に対し十分な事業効果が得られると考えています。

続きまして、事業実施後の費用対効果の分析について説明させていただきます。土石流により想定される被害額に対し、事業に要した費用の支出がどれだけかを表します。その事業費から5億5,500万円を現時点の評価により換算すると、7億2,800万円と算出されます。また、事業により保全される区域にかかる人家、道路などの便益は8億3,500万円と算出されます。これに当堰堤設置による土砂整備率の向上の分92%を考慮し算出すると、B/Cは1.05となります。この部分は、前回概要事前説明では総事業費が4億9,200万円、便益比が5億7,300万円。それとB/Cが1.07となっておりました。今回改めて訂正させていただきます。

続きまして、写真は堤防堰堤の現在の状況でございます。事業は完了して5年余り経過しましたが、流域では現在のところ、土石流は発生しておりません。このため、2基の堰堤工の堆積状況は整備時とほとんど変わっておらず、砂防堰堤は想定の土石流に対して十分捕捉できる容量を確保しております。

次に、溪流保全工の実施による状況の変化をとらえました。上の写真は下流側堰堤付近からの下流を見た写真で、集落内の状況でございます。川幅が狭く、集落内を蛇行する溪流が氾濫すれば、沿川の家屋や生活道路に被害が生じますが、溪流保全工の実施により、安定した流路が確保でき、整備前と比べると土地利用も活性化されているものと感じております。

次に、堰堤工事の実施において、付帯的に実施した工事内容による状況の変化を紹介します。堰堤施工箇所付近には従来から農業用水や、防火用水を取水する黒パイプでございますけども、これが設置されておりました。堰堤工事により取水が不可能となるため、この機能を回復として堰堤に取水施設を設置しております。取水目的は従来も現在も変わりませんが、普通のパイプは洪水のたびに修繕が必要であったのに対し、現在では安定した取水が可能となり、地域の生活環境に役立っております。

続きまして、事業の環境面の配慮及び事業による環境の変化について説明します。事業箇所は自然環境が豊かで、また、人家に隣接した立地条件のため、構造物の表面について景観への調和を期待しております。下流堰堤においては、表面に擬石模様の化粧型枠を使用し、視覚的に圧迫感を和らげることとし、人目にさらされる機会の少ない上流堰堤はスリット構造としております。水生物や動物の縦断的な移動を妨げないような構造となって

おります。また、護岸工にはポーラス製品を使用し、植生の定着により水辺環境の早期回復を期待しております。全般的には早期に周囲の環境に馴染むことを期待した配慮でございますが、事業完了後5年が経過した現在においては、まだまだコンクリート色が残っており、今後も経年により次第に調和が進んでいくものと考えております。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明します。土地利用状況について、事業前と事業後では変化が見られず、小高山川砂防事業の費用対効果は事業計画時に想定したものが現在でも継続されております。また、土砂災害に対する行政の役割として、近年の異常気象などによる災害発生に備えた小高山川のハード整備事業は完了しましたが、危険箇所全体の整備を完了するには永い年月を必要とするため、今後は的確な避難行動を支援する警戒避難体制を支援するなど、ソフト事業が重要となってきております。

続きまして、県民の意見について説明します。調査範囲は事業実施箇所である白山町二俣地区の47世帯に対し、自治会を通じてアンケート調査を行いました。質問内容は安全面に関する満足度、環境、景観面に関する満足度、今後の砂防事業に対する意識調査でございます。まず、小高山川砂防ダムの整備前後を比べて、土砂災害に対する安心感に変化があったかという問いに対しましては、「安心ができるようになった」「どちらかといえば安心できるようになった」が86%と、ほとんどの方が安心と感じております。また、「安心できない」と「変わらない」が6%と引続いて土砂災害に対する危機感を感じているとの意見もございました。

次に、小高山川砂防ダム下流は砂防堰堤の表面には化粧型枠を用いて修景を行い、周囲の景観に配慮して施工していますが、一般的な工法と比べて周囲の景観に対してよい結果となっているかという問いに対しては、「良い」「どちらかといえば良い」が88%、「分からない」が12%でした。景観に関しては悪い印象の回答がなく、ほとんどの方に良い評価を得ております。

次に、今後実施する砂防施設における周辺環境への配慮という問いに対しては、「必要」「ある程度必要」が84%となりました。次に、小高山川の上流砂防堰堤は、中央部に切れ目を設けることにより、生物移動に配慮しておりますが、自然環境に対して良い結果となっているかについては、82%の方に「良い」という評価を得ております。

次に、今後実施する砂防堰堤における自然環境への配慮という問いに対しては、「必要」「ある程度必要」が92%とほとんどを占めております。

次に、土砂災害が身近に起こりうるという意識という問いに対しては、「以前から強く思っていた」「以前から強く思っていたが、旧宮川村の被害を機に強く持つようになった」「あまり意識していなかったが、旧宮川村の被害を機に持つようになった」が95%。「特に意識してない」が5%でした。対象地域周辺の住民の方々が、身近で発生した災害を機に強い危機感を持つようになったことが分かりました。

次に、砂防事業は今後も必要だと思うかという問いに対しては、「必要」「どちらかといえば必要」と、アンケート回答者の全員の方が必要性を感じております。

最後に土砂災害防止のための砂防事業は今後どうあるべきかの問いに対しては、「ハード対策を優先すべきである」が 38%、「ソフト対策を優先して進めるべき」が 5%、「ハード対策とソフト対策を並行して進めるべき」が 49%でございました。

次に、アンケートでいただいた意見について紹介します。1つ目は早急に危険箇所の対策を望む意見です。三重県は危険箇所の多い県であり、すべての箇所の安全を確保することは非常に必要な課題であると認識しております。2つ目は修景については必要な場所にといい意見。修景については必要とされる場所で、状況に応じた方法で実施する。過度の修景や小手先だけの工法は避けるなど、今後も十分検討していく必要があると考えております。

今回のアンケート結果を踏まえ、今後の課題を整理しました。アンケート結果を見ると、全般的には砂防事業の必要性や、土砂災害の危険性は認識されていると判断できます。ただし、三重県における砂防整備水準はまだまだ低く、すべての箇所のハード整備を完了させるには、永い年月と費用が必要となることから、今後の砂防事業においては、ハード対策とともに、住民が適切な避難行動を行なえるよう、ソフト対策との連携による総合的な土砂災害対策に取り組んでいく必要があり、また、自然環境や景観への配慮についても、概ね評価を得ていますが、今後実施する事業においても、周辺環境の調査や住民との協議を十分に行ない、現地の状況に適した工法とすることに努めます。今後も地域住民の皆さんが安全で安心した暮らしができるように砂防事業を進めていきたいと考えております。

以上、小高山川砂防事業の事後評価について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(熊野建設事務所 事業用地推進室長)

それでは、続きまして、二級水系 尾呂志川水系 滝後川の通常砂防事業について説明させていただきます。私、熊野建設事務所、事業用地推進室の生田と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

滝後川は南牟婁郡御浜町川瀬地内に源を発する砂防河川で、尾呂志川に合流して熊野灘に注いでおります。

続いて、流域の状況についてご説明いたします。滝後川は青色枠で囲った範囲で、流域面積は 0.14 k²でございます。流域のほとんどが山林で、既に整備されている堰堤などによる土地の改変は見られず、豊かな自然環境が保たれております。今回、評価対象となる事業は赤の で示す堰堤 1 基と、その下流の渓流保全工です。また、当該事業に密接に係る川瀬集落は、黄色の破線で示す範囲となっております。

次に、滝後川上流の状況ですが、ここ数年間に発生したような真新しい崩壊は見当たらないものの、山腹崩壊で発生した土砂や流木が不安定な状態で堆積していることが確認されました。また、渓流の平均勾配は 4 分の 1 と急流で、渓岸の浸食痕跡と不安定土砂や転石の堆積がいたるところで確認されます。このように滝後川流域では流域の荒廃が進行し、

今後の大雨や地震などの影響により土石流が発生する危険性があります。

次に、事業箇所周辺の状況についてご説明いたします。滝後川から流出する土石流が被害を及ぼすと想定される範囲は黄色の網掛けで示す範囲で、人家 11 戸、道路 700m、橋梁 5 橋などがあります。一度土石流が発生しますと、住民の生命や財産の損失を伴い、また、橋梁や道路が被害を受ければ、一部の住民は地域の避難場所であります川瀬集会所へ移動することも困難となります。

次に、滝後川の状況を考慮した整備方針についてご説明します。1 番として、想定される土石流から人命及び生活基盤を保全することを第一の目的として、砂防堰堤及び渓流保全工の施設整備を行う。2 番目は緑豊かな周辺景観への影響を少なくするため、設置する構造物は視覚的に問題がないよう、景観に馴染みやすくすくするように配慮をする。以上、この 2 点の整備方針に基づきまして事業を実施しております。

事業内容としては、平成 9 年から 16 年にかけて、土石流捕捉を目的とした砂防堰堤 1 基と、下流の渓岸浸食防止を目的とする渓流保全工を実施しております。総事業費は 5 億 7,050 万円で行いました。施設の効果としましては、上流域から土石流として流下すると考えられる土石流に対し、砂防堰堤でそれだけの量を止めることができるかの割合を整備率で表します。事業計画時点の調査で流域全体の不安定土砂は 1 万 78 m³と算定しており、総堰堤の整備により 6,674 m³の土砂が捕捉できることから、整備率は 66.2%となり、想定される土石流に対して事業効果が得られると考えております。

続きまして、事業実施後の費用対効果の分析について説明いたします。土石流により想定される被害額に対し、事業に要する費用の比率がどれだけかを表します。総事業費 5 億 7,050 万円を現時点の価値に換算したとすると、7 億 9,200 万円と算出されます。また、事業により保全される地域に含まれる人家、道路などの便益は 12 億 5,300 万円と算定されます。これに当堰堤設置による整備率の向上分の 66.2%を考慮して算出しますと、B / C は 1.05 となります。なお、概要説明時では B / C を 1.12 としておりましたが、評価時点を見直したことによりまして、1.05 ということになりました。次に、この写真は砂防堰堤の現在の状況でございます。事業が完了して 5 年余り経過しておりますが、流域では現在のところ、土石流は発生しておりません。そのため、堰堤後の堆積状況は整備時とほぼ変わっておらず、砂防堰堤は想定の土石流に対し捕捉できる容量を確保しております。

次に、渓流保全工の実施による状況の変化を比べました。上の写真は中間部の橋梁より下流側を見た写真で、下の写真は上流側の状況でございます。川幅が狭く、集落内を蛇行する渓流が氾濫すれば、沿川の家屋や生活道路に被害が生じますが、渓流保全工の実施により、安定した流路が確保でき、整備前と比べると土地利用も図られていくと感じられます。

続いて、事業の景観面への配慮及び事業による景観の変化について説明いたします。事業箇所は自然が豊かで人家から眺められる場所にあることから、構造物の表面について景観の調和を期待しました。堰堤においては表面を石で修景することによって、視覚的に圧

迫感を和らげるよう配慮しました。また、表面を石で修景することによって、擬石模様の化粧型枠に比べ早期に周囲の環境に馴染むことを期待いたしました。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明いたします。土地利用状況について、事業前と事業後で変化は見られず、滝後川砂防事業の事業効果は事業計画時に想定したものが現在でも継続されております。また、土砂災害に対する行政の役割として、近年の異常気象などによる災害発生に備えた滝後川のハード整備事業は完了しましたが、危険箇所全体の整備を完了させるには永い年月を必要とするため、今後は的確な避難行動を支援する警戒避難体制を支援するソフト事業も重要なものとなっております。

続きまして、県民の意見について説明いたします。私どもは今後の砂防事業を行ううえで参考となるアンケート調査を実施いたしました。調査範囲は対象渓流の保全対象を中心とした40世帯に対しまして、自治会を通じてアンケート調査をお願いしまして、28の回答をいただきました。質問内容は安全面、景観面に対する満足度、今後の砂防事業に対する意識調査などです。

まず、「滝後川砂防ダム整備前後を比べて、土砂災害に対する安心感に変化はあったか」という問いに対しては、92%の方が「安心感を感じている」との評価をいただきました。ただ、4%の方が、「引き続き土砂災害に対する危機感を感じている」との意見もございました。

次に、「滝後川砂防ダムは一般的な工法と比べ、周囲の景観に対してよい結果となっていると思うか」という問いに対してですが、当該事業では堰堤の表面を石で修景しておりまして、それに対しては80%の方が良い印象を感じており、当該事業による周辺環境への配慮に対して評価をいただいております。

次に、「今後実施する砂防施設についても、周辺の景観に配慮する修景を行うべきか」という問いに対しては、「景観については予算次第」といった意見もありましたが、71%の方から「必要である」との回答をいただき、施設の景観調和に対する関心も高いと考えられます。次に、「滝後川砂防ダムは下流に流路護岸を設置しているが、自然環境に対しての満足度はどのくらいか」という問いに対しては、当該事業では渓床勾配が急であり、渓岸浸食を防止するために三面張りの護岸としていることもあってか、「生物が生息する環境になっていない」という意見もありましたが、73%の方が満足という評価をいただいております。

次に、「今後実施する砂防施設についても自然環境に配慮すべきか」という問いに対しては81%の方が「必要」との意見であり、自然環境への関心が高いと考えられます。

次に、「土砂災害が身近に起こりうるという認識」という問いに対しては、「土砂災害に対して強い危機意識を以前から持っていた」「平成16年の台風21号による大台町や紀北町などにおける土砂災害を契機に持つようになった。」とすべての方から回答をいただいております。

次に、「砂防事業は今後も必要だと思うか」という問いに対しては、すべての方から「必要」「ある程度必要」との回答をいただきました。

最後に「、土砂災害防止のための砂防事業は今後どうあるべきか」という問いに対しては、「96%の方が「ハードやソフト対策を進めていくべきである」という回答をいただきました。

次にアンケートでいただいたご意見について紹介いたします。修景については「予算次第で配慮しては」とのご意見をいただきました。また、砂防事業全体については、「他の土石流危険渓流はどこかを知ること、防災意識などを高めることも重要である」とのご意見もいただいております。

今回のアンケート結果を踏まえて、今後の課題を整理いたしました。アンケート結果を見ると、全般的には砂防事業の必要性や土砂災害の危険性は認識されていると判断できます。ただし、すべての箇所のハード整備を完成させるには永い年月と費用が必要となることから、今後の砂防事業においてはハード対策とともに、住民が適切な避難行動を行えるよう、ソフト対策との連携により総合的な土砂災害対策に取り組んでいく必要があります。

また、景観への配慮ですが、概ね評価を得ておりますが、事業全体としての景観への配慮が必要であると思っておりますが、予算次第であるとの意見などもあり、景観の程度によっては意見の分かれるポイントでもあります。このため、砂防施設の修景や環境への配慮を行う場合は、過度のものとならないよう周辺環境の調査を行い、地域住民の意見も伺いながら、現地の状況に沿ったものとなるよう、十分検討を行なっていくべきだと考えております。今後も地域住民の皆さんが安全で安心した暮らしができるような砂防事業を進めていきたいと考えております。

以上、滝後川砂防事業の事後評価について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは2つの事業につきまして、ご説明いただきました評価が妥当であるかどうか、今から審議したいと思っておりますが、最初のちょっと私のほうから質問させていただきます。それと、全体概要の説明、それから小高山川、それから滝後川全部まとめて審議したいと思っておりますので、後ろのほうから来ていただいても結構ですので、とりあえず私からお聞きしたいのは、例えば配付資料の26ページ、人的被害算出表というおもしろい表がありまして、小高山川のほうの下の数字でいうと26ページですね。要はB/Cをいろいろ問題はあるとはいえ、突き詰めて考えると、人の命を計算するのにベネフィットを計算するというのはナンセンスで、午前中も道路の話が出てきて、交通事故がどうかという話が出てきたりいろいろするんですけど、ああいうときに、なぜか今まで人的被害の命の値段が出てきたのを見たことなかったんですが、砂防ではこれ計算してもいいというか、計算するのがマニュアルにしっかり載っているということによろしいのでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

計算に入れてございますし、算出するという事で決まっております。

(委員長)

それなら、別に砂防の方に言う話ではないんだけど、他のも全部入れていただくと非常に分かりやすいんですけども。今まで見たことないんですよ。それが非常に不思議なんですけれども。これは1軒の家の値段よりも人の値段のほうが安いのがある。問題ではあるんですけども。それでも、それなりに1回ずつ算定されるのは私はええことだと思います。それはマニュアルに載ってるということで理解いたしました。

それから、もう1つ質問なんですけれども、今度は小高山川の例えばパワーポイントのページ数で言いますと、8ページ、これに計画流出土砂量とか整備土砂量というのが単位として m^3 で出てますけれども、これは総土砂量というのか、ポテンシャルとして流れてくる総体積、容積がこれだけということですよ。 m^3/s とか m^3/day じゃなくって、これだけの土砂量が流れてしもたら、その山からはもう全体的には出てくるんだろうけど、出てこないというような総土砂量として m^3 で表してるって考えてよろしいですか。

この山からは例えば5万4,200 m^3 と書いてあるんだけど、それは山からチョロチョロ土砂が出てきて、最後、5万4,200 m^3 全部土砂が出たら、もうその山の土砂が全部出たというような計画を立ててらっしゃるということですか。いいか悪いじゃなくって、この表記はどういうことですか。

(河川・砂防室副参事)

説明させていただきますと、計画を立てる際に現地を歩かせていただきます。その際に川というか溪流を歩いていくと、岩がつるつるに出ているところばかりではなくって、土砂が堆積しているような区間があります。また、山腹を見ると崩れそうだなというような段差のところがあります。そういったものを一々調査して、この溪流から一度の土石流としてどのぐらいの土砂が出てくるんだろうというのを把握します。また、土砂量がいくらありましても、雨が降らないと流しきれないというものがございまして、その両方を比べまして、この計画流出土砂量というものを決めございまして、例えば一回土石流が出て、この土砂が全部流れきったら、もう後は土砂が出てこないとかと言われるすと、実はそういうわけではございません。また、数年後先に大きな雨が降れば、また出てくるという可能性も当然ございます。ただ、計画の対象としましては、土砂量を推定するという方法を取っております。

(委員長)

分かりました。他の委員の方、何かご質問はございませんでしょうか。委員

(委員)

砂防のこういう公共事業を何度か見てきて、いつも不思議に思っているんですけども、なぜ砂が出るかという、こういう土砂崩れが起こるかという根本的な部分、例えば山の多分形とかもあると思いますし、その流れてくる先の木の種類とか、何か理由が多分あるんだと思うんですけども、そういったことという分析というとあれですけども、今後の事業で土砂崩れする砂防のためにこれだけかかるんだ、規模の、命もかかってくることで、そういう大きなお金を動かしての公共事業をするのが、どんどんこれからも増えてくるんだと思うことを考えたら、それを避けるような山づくりというか、その前の林業の部分で防げるのが何かできないのかなというようなことって何か、こういう事業をやってみて分かってくることというのは何かあるんでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

大変難しいご質問だと思います。根本的には私、冒頭説明させていただきましたとおり、高いところに土砂なり風化する前の岩がある状況でございます。そちらが重力に伴って急速に落ちてくるか、ゆっくりじわじわ落ちてくるかという差があるだけでして、大量な土砂がいっぺんに出てくれば、災害にもなりますし、少しずつ出てくる状況でしたら、災害にはならないといったことになるかと思えます。そういった意味では根本的に申しますと、やはり土砂の移動自体はどうしようもないという部分はどうしてもある。そういった中でも、こういった施設整備ですとか、あるいは今回、若干説明させていただきましたけれども、警戒避難体制を整備して、まず、流れてくるものを避ける。あるいはできるだけ止めるということが、まず言えるのかなと思えます。

委員のご指摘のとおり、最近の山地の森林整備が非常に、担い手の不足といったところもあると思うんですけども、そういったところで荒廃してるんじゃないかというようなところもあるかと思えます。そういったところにつきましても、整備を進めるということで効果があるとは思うんですけども、やはり大きな雨ですと、森林も万能ではございませんので、引き続きこういった施設整備を続けていく必要があるのかなと私どもでは思っております。

(委員)

ありがとうございます。流れてくるから止めるということのずっと繰り返しばっかりをしていたら、どこの山もこればかりになってしまって、ああやって景観を考えたようなものやってみますけども、そのうち、何十年後かには、こういうのが山なんだと。山には必ずこういう砂防のこんな堰があるんだというふうな山ばかりになってしまうというのは、すごく悲しいかなというか、景観的なものもありますし、そういうものばかりになってしまうというのも、なんだか自然じゃないのかなと思ってくると、もしできることならば、その前に止めること、少しずつチョロチョロと流れてくるような、公共事業とかでは難

しいかもしれんけど、他の大学の先生がそういう研究をしていただいて、こうすれば砂が流れる量が減るよとか、ちょっとずつになるよというようなこととか、どこかで研究されて、こういう事業がなくなっていけることができたらいいなと思うので、事後評価なので、そういうことも分析されてきたりとか、大きいことですがけれども何かあるといいのかなと思いました。また、そういう方面も考えていただければと思いました。

(河川・砂防室副参事)

いろいろな情報収集にも努めてまいりたいと思います。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

先ほど、最初にご説明のあった土石流についての説明の中で、山口県の特別養護老人ホームの画像も出ていました。日本全国震え上がった災害だったと思うので、参考に聞かせていただきたいんですけど、確かあそこも堰堤か何かをもうじき造る予定だったのが、まだできてなかったところに、ああいう集中豪雨がたまたま上流にあったので災害になったという、非常にそういう大型の施設をするのに、上流がまだ整備されてないのに、あの山口県のところは許可をしてるわけですがけれども。三重県の中で土石流が非常に疑われる、もしも集中豪雨があったら、そういうときに、施設とか新しいものをつくらないとか、そういう連携とかはあるんでしょうか。この2つについての話ではないですけど、参考に聞かせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

事業概要説明のほうでは説明を省かせていただいたんですけども、土地利用規制という形で、取り組んでおるものがございます。何かと申しますと、土砂災害防止法というふうに呼ばれているものになりますけれども、こちらの土砂災害のおそれのある範囲がどのぐらいの範囲、例えば土石流が発生したときに、この資料ですと、黄色い範囲に被害が及びますよということを指定する法律です。特に危ないところは、特別警戒区域というような形で、そちらには災害時要援護者に関する老人ホームですとか、病院ですとか、そういったものの立地をする際に安全な対策をしてくださいとか、そういったような規制がかかるような施設もさしていただいています。しかし、指定が進んでいる状況にあるかということ、まだまだこれからといった状況でございますので、そちらの取組としてはちゃんと進めていかなくてはならないと思っております。

(委員)

一般的な話ですけれども、わざわざそういう可能性があるところに大規模な施設つくったりすることによって、余計に被害が大きくなるという場合があるのかなと思って、今年のおきに感じましたので、すみません、あまり関連がないかも分かりませんが、ありがとうございました。

(委員長)

委員お願いします。

(委員)

小高山川のところの堰堤の表面の修景というところと、この写真とこっちの滝後川のほうの堰堤表面の修景というのと、何となく木はあるんやけど、全然違う写真を見せてもらうと、滝後川のほうは普通の石を使てはるんですか。

(熊野建設事務所 事業用地推進室長)

そうです。滝後川は石を使った製品を使用しています。

(委員)

こっちはそれに似せたコンクリ。

(津建設事務所 事業推進室長)

化粧型枠という型枠を使って施工させていただいております。石によく似たような格好になるような。

(委員)

13 というとこの一番左側の、これ石と違ってコンクリなんですか。

(津建設事務所 事業推進室長)

そうです。

(委員)

あっそうなんや。どっちが強いんです。お金はどっちが安いんです。同じ。

(津建設事務所 事業推進室長)

同じとはいかないです。

(委員)

例えば、滝後川はその地域の石を使って。

(津建設事務所 事業推進室長)

条件によって、相当工事費も変わってきますもので、滝後川と小高山川と比較してはなかなか難しいです。

(委員)

一般的に。

(河川・砂防室副参事)

一般的にはやはり石のほうが若干手間がかかるようなこともございますので、高くなる傾向があるかと思えます。

(委員)

それでも、私たちが普通で考えると、石を使うんやったら、その滝後川の熊野のあの石を使ったら、高いか分からんけど、地域の産物じゃないけど、そのほうがええのになと思うところもあったんで、この映像とこの写真を見ると、例えば滝後川のほうは、次の年には小さな草が生えるやろって思えません。何か雑草がより苔なり何なりで巻いて強くなるんかなって。こっちのコンクリのほうはそんなことはまだまだ後々なんかなって思えやんことないですか。例えばうちとこの回りを見とって、ブロックの塀のところに草は生えてきませんやん。生垣があったら、その次の日には草が生えてきて、何となく景観といい、強さは私は分からんけど、何となく根が張ってというのでええんかなと思うんやけど、これ違うんかなと思いつつ。事後評価なんで、別にこれをひっくり返せとは言わないんですけど、どうなんやろと思て聞いたんです。

(河川・砂防室副参事)

すいません、どちらが植生の回復が早いかということにお答えすることはちょっと私能力不足で、できかねるんですけども、現地で発生するような石ですとか、そういったものは利用できるものは、先ほども申し上げた、強さですとか、あるいはちゃんと大きさですとか、そういったものを見ながら、利用できる場所に関しては利用できるように検討をちゃんとしていくようにしていきたいと思えます。

(委員)

それは全体に必要やと思うの。熊野のあの井戸というところの石組を見たときに、ずっと村中が石組で成り立ってますよね。それを見たときに、こんなんは次の年に引っ張り返

っとるて全然なくて、何十年か何百年か分らんけど、延々とあれが積まれているのが三重県らしいなと思うんやったら、そういうのをぜひ活用して、今後してほしいなと思ったんで聞きました。

(河川・砂防室副参事)

安全面が一番大切だとは思っておりますので、そちらのほうの確認をしつつ、委員ご指摘のことも踏まえて、現地産の石の使用も検討をしていきたいと考えています。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。委員

(委員)

まず、お聞きしたいのが、滝後川のパワーポイント2ページの流域図というところを見せてほしいんですけども。ここのあたりというのは森林、林業の環境森林部のほうになるかと思うんですけども、ここの辺りというのは比較的山が確かに荒れているという写真も載ってますけども、かなりきれいに整備されてて、むしろ、ここの風伝トンネルのちょうど真上に当たるところが結構、ここの辺り全部人工林なんですけども、伐採終わってそのまま放置されてるんですよ。ここの辺りにも尾根から沢になってて、国道311号にかかってきたり、こっちからの尾根はこの砂防ダムが防ぐと思うんですけども。今のお話で、災害、法律で決められている土砂災害防止法とかいうふうな指定の根拠というか、ここの辺りもちょっと教えてほしいんですけども。ここをこうしたということは、当然いろんな調査からここに砂防ダムを造るというふうになったわけでしょうけども。僕ら素人なんで分かんないんですけども、むしろ、こちらの裸ん坊になっている山肌のほうが危険なんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。だから、逆にこの土砂災害防止法という、これの法的に指定されるとおっしゃいましたけども、そこら辺の指定に至るまでの根拠の基準みたいなものももしあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

(河川・砂防室副参事)

まずは、土石流が発生するかどうかということがあって、発生した際に被害があるかどうかという2点あるかと思えます。もし、先ほど申し上げましたとおり、開発用地でといったものもありますので、今のは災害が発生しない限りは保全対象じゃなくても、開発される可能性があるといったところも指定の対象になるというのが、まず1点挙げられます。

まず、土石流が発生するかどうかということなんですけども、単純に申し上げますと、土石流危険渓流というのが既に公表されているものがあるんですけども、これが県内に5,600ぐらい土石流に関しての危険渓流がございます。非常に多い数でございます、こちらの渓流というのがどうやって見つけるかといいますと、地形図を基に確認をしまして

て、地形図の等高線の波に向かって奥までの長さと、谷の出口の幅があって、谷の奥行きの方が長いようなもの、山のひだみみたいなものは対象にならないで、もうちょっと深い谷の形状をしている地形のところが土石流の発生するおそれがあるところだというふうに我々どもは認識しております。そういったところが、土石流危険渓流としておりますが、そういったところが主に土砂災害防止法による指定の対象になります。

土石流も傾斜がある程度収まってくれば止まるだろうということで、ある程度の傾斜のところまでを範囲として指定をするようにしています。それが土砂災害警戒区域というものです。区域は2種類ございまして、土砂災害特別警戒区域という区域がございます。こちらは普通の木造家屋が建っていると、家もろとも壊れてしまうような力がかかるところについて指定することといったような仕組みになってございます。質問のご趣旨に十分に答えられているかどうかは分かりませんが、こういった形で抽出をされていきます。

(委員)

県内 5,000 箇所へのぼる土砂災害防止法に絡んだ、そういう警戒区域みたいなものが指定を既にされているということなんですけども、それはもう県土整備部のほうで大体ほとんど指定がされる、国でやるんですか。国と県と両方でやるんですか。それは地元も入ってやるのか、その辺をちょっと教えてください。

(河川・砂防室副参事)

いくつか言葉を申し上げたので、ちょっと混乱してしまうかもしれないので申し訳ないんですけども、土砂災害危険箇所というのは法律には基づいていません。これは県が調査をして、県が既にホームページ等でご確認していただけるような状態にしております。これと別に土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域というのを県知事が調査をして指定するという仕組みになっておりまして、県でやってございます。国は、どういったところを指定するんだよというような指針を出してくれています。

(委員)

その土砂災害危険箇所は航空写真とか、マップ上の等高線から抽出して選び出していく、その方法を取って、現地を見ても、当然現地調査もするんでしょうけども、例えば山の荒れている、荒れていないの判断とかも総合的に判断して、危険な箇所を見つけていくという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

というのは、森林荒廃と、ただ単に等高線とか標高とか谷が浅いとか浅くないとかっていう、そういう判断よりも、もっと総合的なものなのかなと思ってたんで。

(河川・砂防室副参事)

先ほど、谷になってるかなってないかといったところで抽出しますという説明をさせて

いただきました。それ以外に例えば谷地形をしていても、上流が健全な森林になっていれば対象にならないというような形でいくか、除くかということでありますと、除きません。そういった谷の地形をしているところに関しては、土石流の危険渓流ということで判断させていただいてございます。なぜ抜かないんだろうといったところに分からないところがあるかと思いますが。

(委員)

いいです。今日はそれ以上はもっと専門的な勉強を私していないので、ちょっと私なりにまた勉強していきたいと思います。

(委員長)

そのあたりで関連するんですけど、具体的な場所が出てくるからあれなんですけど、例えばここに強固な構造物を造るという考えと、ここに住んでる方に安全なところに動いていただくという考えとあると思うんです。それはそういうのは簡単にはできないんですけど、簡単にできなるとすれば、少なくとも、よそからここには来ていただかないほうがいいと思うんですが、そのあたりは規制とはどういう関係になっているんでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

それは、土砂災害防止法で指定をさしていただいて、このエリアは危ないですよという表示をするというのがまず1点です。それが警戒区域。もう一段厳しい特別警戒区域というのがありまして、こちらに関しましては、ご自分で家を建てられるときも、建築物の例えば壁を丈夫にするですとか、そういったような対応はしてくださいというような指定がかかっていまして、もう1点、先ほど申し上げたように老人ホームなどの立地に関しては、基本的には禁止なんですけど、どうしても建てたいという方に対してだめですということはなかなか難しいんで、やはり同じように安全な構造で、壁にしましても耐えられるような建物にさせていただくとか、ご自分で砂防えん堤のような構造物を作っていただいて、安全にさせていただくこととなります。実際には、なかなかそこまでされる方はおられないと思うんですけども、可能性を排除しないというため、そういう形の規制がなされております。

(委員長)

災害は何でも自助努力が大事で、危ないところには近づかないというのが一番大事とはいいながら、こういう規制が非常に難しいというのが今のお答えでよく分かったんですが、例えばこないだの山口の話は私よく知りませんが、何にしたって非常にコストを下げるとか、下げなきゃいけない施設とか、どうしてもお金をたくさん払えない人が集まるような施設とか、とにかく安くつくりたいというようなものは、やっぱり危ないところに土地

が安いから建つのがなんか自然かなという気はするんで、そういうのをわかって建てる人はええとして、そこに知らずに入ってくる人を守ろうと思ったら、危ないですよと県がやっぱり騒がはるのがええのかなというふうなことやと思います。これはコメントですが。

(河川・砂防室副参事)

その点においては、一応法律に基づく指定というのはしっかり進めていかなくちゃいけないというふうに考えております。

(委員長)

他の方、何かございませんか。よろしいですか。委員。

(委員)

この滝後川の11軒の皆さんがもしこの場所にお住まいでなければ、堰堤か何かはしばらくもっと先にしようとか、そういうことになるんですか。人がいないから土石流があっても、勝手に来てくれたらいいわという感じで、もっと人家があるようなところという、そういう選択をしてくんでしょうか。すごい箇所もあるっておっしゃってみえて、優先順位とか、一般的にというのか、県の姿勢はどんなふうなんでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

事業の優先順位というのはあります。やはり効果の高いところから進めさせていただきたいと思っておりますし、災害時要援護者関連施設を保全する箇所があるとすれば、そういったところにつきましても、条件を整えばそういったところから進めていきたいというふうに考えてございます。

(委員)

お家があるから、人命もあるから、対策をするということで、こんなことも含めて、家が全くなかったら、やるのは遅れるという認識でいいんでしょうか。

(河川・砂防室副参事)

逆に申しますと、全くお家がなかった場合には、我々、生命財産を守るために事業を実施させていただいてますので、そのときには対象から外れるのではないかなというふうに認識してございます。

(委員)

よく分かりました。やはり人家があるというのが一番大切な危険度と、それから人が生活なさってるかどうかという、そういうことでここを選ばれてやってきたという、そうい

うことですね。分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

今の話をもう一度させていただくと、B / Cで人が住んでなかったら、Bがゼロになるんで事業ができないということやと思いますけども。

他に何かございませんか。なければ、一旦休憩をはさみまして、ただ今、審議いたしました午前中の分も含めまして、委員会意見をまとめることといたしますけど、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員のうなずきあり)

それでは、一旦休憩といたしますけど、事務局、1時間後でよろしいですか。では、15時20分再開とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

それでは、15時20分に再開をさせていただきますので、委員の皆様方は別室の方へお願いします。また、説明者の皆様はごくろうさまでした。再開までしばらくお待ちください。

(休 憩)

(委員長)

それでは、委員会を再開いたします。

今し方、意見書案を検討いたしましたので読み上げます。

意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成21年10月5日に開催した平成21年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所の再評価、防災ダム事業1箇所、ほ場整備事業1箇所、砂防事業2箇所の事後評価の審査依頼を受けた。これらの事業に関して、同年12月25日に開催した第4回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行なった。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行なった結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

3 番 ^{いっばんこくどう} 一般国道 2 5 号 ^{ひとつや} 一つ家バイパス

3 番については、平成 7 年度に事業着手し、平成 16 年度に再評価を行い、その後おおむね 5 年を経過して再評価を行なった継続中の事業である。

今回審査を行なった結果、3 番について事業継続の妥当性が認められたことから、事業計画を了承する。

ただし、残事業の早期完成にむけて計画的で効率的な事業執行を求めるものである。

(2) 防災ダム事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

5 0 1 番 ^{よこやまいけちく} 横山池地区

5 0 1 番については、平成 8 年度に事業着手し平成 15 年度に完了した事業である。

今回、審査を行なった結果、5 0 1 番について、課題に対する事後評価の妥当性を認める。

ただし、今後の整備についても、さらなる農業農村振興につながる事業の推進をはかられたい。

(3) ほ場整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

5 0 2 番 ^{こいしるちく} 漕代地区

5 0 2 番については、平成 5 年度に事業着手し平成 15 年度に完了した事業である。

今回、審査を行なった結果、5 0 2 番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

ただし、今後の整備についても、さらなる農業農村振興につながる事業の推進をはかられたい。

(4) 砂防事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

5 0 7 番 ^{こたかやまかわ} 小高山川

5 0 8 番 ^{たきごかわ} 滝後川

507番については、平成11年度に事業着手し平成16年度に完了した事業である。
508番については、平成9年度に事業着手し平成16年度に完了した事業である。
今回、審査を行なった結果、507番、508番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

以上、意見書です。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

それでは、当意見書をもちまして答申といたします。

なお、意見書につきましては、事務局から各委員に配付することにいたします。

(5) その他

(委員長)

それでは、次、その他ですけれども、事務局のほうで何かありますでしょうか。

(公共事業運営室長)

それでは、その他ということで、次回の委員会についてのご連絡をさせていただきます。次回は第5回の委員会になりますが、2月8日月曜日でございます。午後1時から吉田山会館で開催をいたしたいと思っております。

なお、次回は本年度委員会からちょうだいいたしましたご意見を踏まえ、本県が決定いたします事業方針のご報告をいたしたいと思っております。お忙しいとは存じますが、ご出席いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

(委員長)

最後になりましたけれども、委員の皆さん、ここまでの議事全般を含めて何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特になければ、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

委員の皆様方、大変ありがとうございました。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

これをもちまして、平成21年度第4回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。年末の何かと交通量の多いところでございます。お気をつけてお帰りいただきますよう、お願いいたします。本当にどうもありがとうございました。